

第4期静岡県スポーツ推進計画の施策の考え方

- 第3期県スポーツ推進計画の施策をベースに、新規で「スポーツの成長産業化」の施策を追加
- できる限り、施策をわかりやすくするために、施策数を整理（14本⇒10本）

【基本方針1】スポーツによる豊かで、幸せな暮らし・社会の実現

柱1 楽しさ・喜びにあふれる Sport in Life の実現

- 施策① 子どもの運動習慣の確立
- 施策② 成人期に地域社会や職場でスポーツに親しむためのきっかけづくり
- 施策③ 高齢期の健康長寿のためのスポーツ推進

（考え方）

ライフステージに適切に対応したスポーツ推進を図るため、各ステージの特徴に応じた施策として事務局案を作成しました。

柱2 スポーツを通じた誰もが活躍できる社会の実現

- 施策④ スポーツに親しむことができる場の提供と人材の確保
- 施策⑤ 女性のスポーツ参画と障害者スポーツの裾野拡大

（考え方）

施策④は全般的に必要な施策としています。施策⑤は、社会が当たり前に配慮すべき施策として、出産や育児等、女性特有の事情によりスポーツ習慣をたたれることがないよう「女性のスポーツ参画」と障害のある人もともにスポーツを楽しむことができる機会を拡大することを目指す「障害者スポーツの裾野拡大」を事務局案として作成しました。

柱3 スポーツを通じた人間性と多様な能力の育成

- 施策⑥ 静岡の未来を担うジュニア世代の個々に合わせた可能性の発掘と育成
- 施策⑦ 県民に夢や感動を与えるアスリート・パラアスリートの発掘・育成・支援
- 施策⑧ 選手の能力を引き出す指導者の資質向上

（考え方）

ジュニア世代を発掘・育成することで、将来にわたり、本県ゆかりのトップアスリートが誕生する土台を作ります。選手の活躍で、県民は、夢を描いたり、感動することで人間性が豊かになります。アスリートの育成に不可欠な指導者の施策を加えた3本を事務局案として作成しました。

【基本方針2】スポーツの魅力による地域活力の醸成

柱4 スポーツによる地域の活性化

施策⑨ スポーツを通じた賑わいの創出と交流人口の拡大

(考え方)

基本方針2のうち、柱5のスポーツの成長産業化は「産業」や「ビジネス」で表現されるような経済の観点がイメージできる取組で構成されています。一方、柱4は経済の観点から説明するより、地域活性化のイメージを「賑わい」や「交流」をキーワードとした「スポーツを通じた賑わいの創出と交流人口の拡大」を事務局案として作成しました。例えば、国際大会の県内開催を活用した地元との国際交流やスポーツボランティアの活動支援などの取組を想定しています。

柱5 スポーツの成長産業化

施策⑩ スポーツ市場の成長を地域スポーツの振興・地域活性化に繋げる 好循環の創出

(考え方)

しづおかスポーツ産業ビジョンの考え方を事務局案として施策にしました。

1 総論

根拠法令	地方公共団体は、基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に 関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の 特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (スポーツ基本法第4条)		
計画区域	静岡県全域	計画期間	2022~2025年度

2 改定の考え方

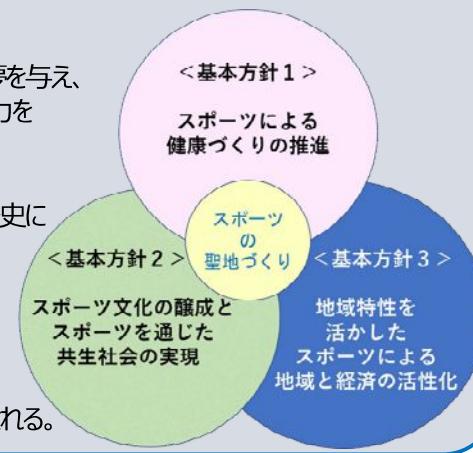
- 大規模国際スポーツ大会の終了に伴い、イベント中心の取り組みから日常におけるスポーツ振興への転換を目指す
- 日常におけるスポーツ振興の最終目標としての「スポーツの聖地」をより分かりやすく表現し、スポーツの聖地づくりの取組を推進
- 2021年度末改定の国スポーツ基本計画（第3期）を参照するとともに、前静岡県スポーツ推進計画の進捗状況を踏まえた見直し

基本理念

富士の高みがいつもそこにあるように、スポーツが文化として定着し、スポーツの力ですべての県民が健康で豊かに暮らせる、スポーツによるQOLの向上を実感できる社会を目指し、本県におけるスポーツ政策の基本理念を「スポーツの聖地づくり」と設定する。

スポーツの聖地づくり

- “スポーツ・レクリエーション”から“競技”まで、それぞれの志向に応じ運動を楽しむことができる。
- 「する」「みる」「支える」など、様々なアプローチを通じて日常生活にスポーツを取り入れることができる。
- 性別、年齢、障害の有無、経済状況等の区別無く、ささえあいながら、ともにスポーツに関わることができる。
- トップアスリートの活躍が子供たちに夢を与え、スポーツを通して人間性や多様な能力を育むことができる。
- 地域の特色あるスポーツの取組や歴史に誇りを持つことができる。
- 適正な対価によるサービスとして様々なスポーツを楽しめる環境があり、スポーツ施設等への投資が促進され、スポーツにより地域や経済が活性化される。



基本方針(3)・指標(3)	柱(6)・目標値(11)	施策(14)・取組(75)
<基本方針1> スポーツによる健康づくりの推進	<柱1> 幅広い世代への生涯スポーツ振興	<施策1> 子供の運動習慣の確立 ①ファミリー・プレイ・プログラム等の活用 ②「幼児期運動指針」の活用 ③運動機会が少ない子供への魅力ある活動の提供 ④新体力テストを活用した体力分析 ⑤「体力アップコンテストしうおか」の普及 ⑥「子どもの体力向上ふじさんプログラム」の充実 ⑦オリンピック・パラリンピック教育の活用 ⑧子供のスポーツに関する団体が一堂に会する場の設定 ⑨中高生の運動部活動の指導体制充実 ⑩中高生の運動部活動の活性化 ⑪事故・障害防止対応設備・用具の安全確保、スポーツ医・科学活用 ⑫ニュースポーツ、マインドスポーツ等の推進
=主旨= 体力の向上、健康増進により、より多くの県民が生涯にわたり健康的な暮らしを送ることができる	○多様な年代が参加できるスポーツイベント数 毎年度 440回 ○新体力テストの記録が全国平均を上回る割合 每年度 100%	<施策2> 成人期に地域社会や職場でスポーツに親しむためのきっかけづくり ⑬県民のスポーツに関する意識調査の実施、分析 ⑭日常生活へ運動を取り入れることによる運動習慣化 ⑮健康経営の推進による職場の健康づくり支援 ⑯誰もがスポーツに親しむ機会の創出(推進月間、県民の日) ⑰ニュースポーツ、マインドスポーツ等の推進【再掲】
(指標) ○成人の週1回以上のスポーツ実施率 每年度 70%	<柱2> スポーツ施設の整備と利活用の促進 ○県立スポーツ施設利用者数 每年度 600,000人 ○県営都市公園運動施設利用者数 每年度 2,220,000人	<施策3> 高齢期の健康長寿のためのスポーツ推進 ⑯静岡県すこやか長寿祭（仲間とのスポーツの場）⑯高齢者を対象とするスポーツ指導者の養成 ⑰ニュースポーツ、マインドスポーツ等の推進【再掲】
<基本方針2> スポーツ文化の醸成とスポーツを通じた共生社会の実現	<柱3> トップアスリートの活躍によるスポーツへの関心喚起と理解促進 ○JOCオリンピック強化指定選手・JPCパラリンピック等強化指定選手中の静岡県関係選手の割合 每年度 3.0% ○国民体育大会への出場種目数 每年度 231種目 ○日本スポーツ協会登録コーチ3、4（旧公認コーチ）数 2025年度累計 1,300人	<施策4> 女性のスポーツ参画 ①男女とも参加できる幼・児童スポーツ団体の拡大（啓発）②運動機会が少ない子供への魅力ある活動提供 ③家族でスポーツに参加する機会の創出 ④女性アスリートの活躍支援
(指標) ○する、みる、支えるのいずれかの形でスポーツに親しんだ県民の割合 每年度 90.2%以上	<柱4> 障害の有無にかかわらないスポーツ振興 ○静岡県障害者スポーツ大会への参加者数 每年度 3,000人	<施策5> 多くの人がスポーツに親しむことができる場の提供と人材の確保 ⑯県立スポーツ施設の魅力向上 ⑯県立スポーツ施設の適切な管理運営 ⑰都市公園施設の機能充実 ⑯都市公園施設の維持修繕 ⑱スポーツ施設のバリアフリー化、グラウンドの芝生化 ⑯地域スポーツ活動充実のためのスポーツ推進委員の資質向上
<基本方針3> 地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化	<柱5> スポーツによる交流促進 ○サイクリング県モデルルート数 2026年度 7ルート ○主催、共催、後援したスポーツ大会数 2025年度 150件	<施策6> 地域スポーツの担い手となる総合型地域スポーツクラブの充実 ⑯中間支援組織の支援 ⑯広域スポーツセンターによる支援
=主旨= スポーツをすること、観戦することは、地元チームの応援等を通じた地域と経済の活性化へつながる	<柱6> 交流を促進するための体制整備 ○県内施設・大会等でスポーツをする人、みる人の人数 2025年度 15,000,000人	<施策7> 個々に合わせた可能性を発掘し、磨きあげるジュニア世代の育成 ⑯ジュニア世代の発達段階に応じた育成・強化 ⑯学校や地域への各分野のスペシャリストの派遣 ⑯ジュニア育成・強化のためのトップアスリートの派遣 ⑯多くの競技を体験する機会の創出 ⑰競技力向上に向けた運動部活動の支援 ⑯中高生の運動部活動の活性化【再掲】 ⑯体づくりに関するスポーツ食育支援
(指標) ○県内施設・大会等でスポーツをする人、みる人の人数 2025年度 15,000,000人	<柱7> 選手の能力を引き出す指導者の資質向上 ⑯国内外のトップクラス指導者の招聘 ⑯上級コーチ等の指導者資格取得、専門研修会への参加支援 ⑯ジュニア期のスポーツ・インテグレーションの基礎整備 ⑯スポーツ医・科学的研究の成果の活用 ⑯ICTを活用した指導力の向上	<施策8> 活躍する姿が多くの人々に夢や感動を与えるトップアスリートの育成・支援 ⑯オリンピック・パラリンピックでの活躍を目指すトップアスリートの活動支援 ⑯世界に羽ばたく可能性のあるアスリートの活動支援 ⑯国内主要大会において優秀な成績を収めるための強化活動の支援 ⑯トップアスリートのセカンドキャリアの活動支援 ⑯ICTを活用した強化活動の実施 ⑯スポーツ医・科学を有効活用したアスリート支援
<柱8> スポーツを通じた多様な交流の促進	<柱9> 障害者スポーツの裾野拡大 ⑯障害のある人が安全にスポーツを行うためのニーズ把握 ⑯障害者スポーツに親しむ機会の提供 ⑯障害者スポーツの指導者の育成・活用 ⑯特別支援学校生徒と地域スポーツ関係者との連携 ⑯障害のある人といい人が一緒にスポーツに参加する機会の提供 ⑯障害者スポーツ応援隊の活用	<施策9> 選手の能力を引き出す指導者の資質向上 ⑯国内外のトップクラス指導者の招聘 ⑯上級コーチ等の指導者資格取得、専門研修会への参加支援 ⑯ジュニア期のスポーツ・インテグレーションの基礎整備 ⑯スポーツ医・科学的研究の成果の活用 ⑯ICTを活用した指導力の向上
<柱10> パラアスリートの発掘・育成・支援 ⑯パラリンピック、デフリンピックなどで活躍する選手の支援 ⑯競技力向上を目的とする強化練習会、合宿等の支援 ⑯パラアスリート発掘のための体験会の開催 ⑯全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣の支援	<柱11> トップアスリートの育成・支援 ⑯東京2020オリンピック・パラリンピック開催記念イベント ⑯オリンピック・パラリンピック教育の活用【再掲】 ⑯ラグビー文化の醸成	<施策10> 競技力を活用した機運醸成 ⑯東京2020オリンピック・パラリンピック開催記念イベント ⑯オリンピック・パラリンピック教育の活用【再掲】 ⑯ラグビー文化の醸成
<柱12> パラアスリートの発掘・育成・支援 ⑯パラリンピック、デフリンピックなどで活躍する選手の支援 ⑯競技力向上を目的とする強化練習会、合宿等の支援 ⑯パラアスリート発掘のための体験会の開催 ⑯全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣の支援	<柱13> スポーツを通じた多様な交流の促進 ⑯サイクリングの聖地を目指す取組の推進 ⑯地域の資源を活用したスポーツ交流の推進 ⑯スポーツ産業振興協議会の支援 ⑯テーマ性を持ったツーリズムの推進 ⑯自転車競技国際大会等開催に向けた準備 ⑯国際ロードレース大会創設に向けた取組 ⑯プロスポーツチーム等との連携	<施策11> トップアスリートの育成・支援 ⑯東京2020オリンピック・パラリンピック開催記念イベント ⑯オリンピック・パラリンピック教育の活用【再掲】 ⑯ラグビー文化の醸成
<柱14> スポーツコミッションによる地域活性化の推進 ⑯スポーツコミッションの設置に向けた準備 ⑯スポーツボランティア活動への参加の促進 ⑯大規模国際スポーツイベントを契機とした交流継続のための支援 ⑯サイクルスポーツセンターの自転車トレーニングヴィレッジとしての活用の促進 ⑯小笠山総合運動公園の利活用によるスポーツ合宿等の推進	<柱15> 地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化 ⑯サイクリング県モデルルート数 2026年度 7ルート ⑯主催、共催、後援したスポーツ大会数 2025年度 150件	<施策12> 地域特性を活かしたスポーツによる地域と経済の活性化 ⑯サイクリング県モデルルート数 2026年度 7ルート ⑯主催、共催、後援したスポーツ大会数 2025年度 150件

○静岡県スポーツ推進審議会条例

昭和37年3月28日

条例第12号

静岡県スポーツ振興審議会条例をここに公布する。

静岡県スポーツ推進審議会条例 (題名改正〔平成23年条例51号〕)

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下「法」という。)第31条の規定に基づき、静岡県スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(一部改正〔平成20年条例6号・23年51号〕)

(職務)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、知事の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して知事に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの推進のための基礎的条件の整備等に関すること。
- (3) 多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備に関すること。
- (4) 競技水準の向上等に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(一部改正〔平成23年条例51号・28年3号〕)

(組織)

第3条 審議会は、20人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

(委嘱)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げるもののうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(一部改正〔平成23年条例51号・28年3号〕)

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議の期間とする。

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の総数の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、スポーツ・文化観光部において処理する。

(一部改正〔平成28年条例3号・令和2年2号〕)

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成28年条例3号〕)

附 則

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月28日条例第51号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際に改正前の静岡県スポーツ振興審議会条例第4条により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱された委員(以下「新委員」という。)とみなす。この場合において、新委員としての任期は、旧委員として委嘱された日から起算する。

附 則(平成28年3月29日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(静岡県スポーツ推進審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の際に改正前の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱されている委員(以下「旧委員」という。)は、改正後の静岡県スポーツ推進審議会条例第4条の規定により委嘱された委員(以下「新委員」という。)とみなす。この場合において、新委員としての任期は、旧委員として委嘱された日から起算する。

附 則(令和2年3月27日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和7年度第1回静岡県スポーツ推進審議会A部会議事録

高橋会長

次第に従いまして議事を進めます。まず、審議事項「第4期スポーツ推進計画の各施策の取り組み内容」について、事務局から説明をお願いします。

事務局

前回、3月1日に実施したスポーツ推進審議会および部会では、第4期スポーツ推進計画の基本方針、柱、施策についてご理解をいただき、各柱ごとの施策と取り組みの概要について議論を行いました。

今回の部会では、これを踏まえ、事務局で検討・決定した具体的な施策（資料1および資料2）について、さらにご審議いただきたいと思います。特に以下の観点でのご意見をお伺いします。例えば、施策と具体的な施策との関連性、各施策の充足度、表現の妥当性などです。

本日の部会終了後、他部会の施策についても意見交換を行い、広くご意見をいただければと存じます。
A部会の主な施策内容について

施策1：子どもの運動習慣の確立（国が推奨する「部活動の地域移行」を新たに付加）

施策2：成人期の地域社会や職場でのスポーツ参加のきっかけづくり

施策3：高齢期の健康長寿を目指したスポーツ推進

施策4：女性のスポーツおよび障害者スポーツの拡大（現状の施策を継続）

施策5：スポーツに親しむ場の提供と人材の確保

施策5についてですが、スポーツ施策全体の基盤となるものであり、施策4と配置を入れ替えて再配置した者です。「場の提供」と「人材の確保」を重点的に位置づけています。次期計画では、スポーツ施設の管理に関する課題だけでなく、今後のスポーツ施設のあり方についても検討を追加していく方針です。

高橋会長

それでは議事を進めます。我々A部会では、柱1および柱2に基づき、子どもから高齢者、障害者を含めたスポーツ推進、成人のスポーツ実施率の向上、誰もが活躍できる社会の実現を目指しています。これらを通じて、多くの人がスポーツに親しみ、女性や障害者のスポーツ参加を促進し、人と人との交流を重点に置いています。

これらの施策に向けて、どのような観点が必要か、皆さまのご経験や知識を踏まえてご意見を伺いたいと思いますが、その前に、私からいくつか質問をさせていただきます。

①施策の整理について

施策1～4は「人」を中心とした内容（子ども、成人、高齢者、女性、障害者）であり、施策5は「場」として人を支える基盤と理解しています。この整理で問題はないでしょうか？

②目標値について

基本方針では、「スポーツによる豊かで幸せな暮らし・社会の実現」を掲げています。その中で、スポーツに親しむ国民の割合を93%にするという目標値が示されていますが、現在の90.2%から2.8%の増加に留まるのは妥当でしょうか？

また、成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%、成人女性も同じく70%とされています。これは「女性に限らず、成人全体の目標」と理解してよいでしょうか？

③人と人との交流に関する指標について

「スポーツが人ととの交流に効果があると考える県民の割合」が 55%とされていますが、これは低すぎるのでないでしょうか？もっと高い目標値を設定すべきではないかと思います。

④障害者スポーツ大会の参加者数について

静岡県の障害者スポーツ大会の参加者数が「3,000 人」とされていますが、これは 2022～2025 年度の目標値と同じです。これを増やすべきではないでしょうか？

⑤用語の確認

具体的な施策の中で、以下の点について確認させてください

- a. 「マインドスポーツ」とは何を指すのか？
- b. 「健康経営」という言葉は市民意見から採用されたものなのか？それとも特別な専門用語なのでしょうか？

私の質問は以上です。

事務局

①スポーツに親しむ国民の割合（93%）

目標値の 93%は、過去 5 年間の最高値を基準としています。この水準を維持し、将来的にはさらに向上を目指します。

②成人および女性のスポーツ実施率（70%）

成人と女性のスポーツ実施率を 70%と設定しているのは、国の目標値と統一するためです。女性層を特段に区切るのではなく、成人全体の目標として設定されています。

③障害者スポーツ大会の参加者数（3,000 人）

令和元年度には 2,900 人が参加し、目標に近づいていました。しかし、新型コロナウイルスの影響で令和 5～6 年には約 2,000 人に減少しています。今後、参加者数を回復させ、目標達成を目指します。

④人と人との交流に関する指標（55%）

人と人との交流に効果があると考える割合を 55%と設定していますが、これも過去 5 年間の最高値を参考にしたもので。

⑤健康経営について

健康経営とは、企業が従業員の健康管理を戦略的に実施する取り組みです。具体的には、以下の 3 つを重点としています。

- a. 食（例：健康的な食事の提供）
- b. 運動（例：リクリエーション活動の促進）
- c. 社会参加（例：地域貢献活動）

この取り組みは、企業経営者には比較的浸透しているものだと考えている。

⑥マインドスポーツについて

マインドスポーツはニュー・スポーツと並列して普及を進めています。具体例としては、トランプゲームや将棋など、知的活動を伴う競技です。これらは将来の身体と心の健康に良い影響を与えるものとして推進しています。

以上です。

高橋会長

それでは、まず「子ども、成人、高齢者、女性」という人に焦点を当てた形での議論を進めたいと思います。では、竹田委員、よろしくお願ひいたします。

竹田委員

健康経営についてお伺いします。藤枝市では、企業が従業員の健康状態（例：糖尿病や運動量など）を1年ごとに調査し、結果を共有しています。静岡県では、このような具体的な取組を行っていますか？

事務局

静岡県では、健康経営を目指す企業への支援として以下の取り組みを行っています

①専門家派遣

中小企業などからの要望に応じて、保健師を派遣し、講演や血圧測定などを実施しています。

②健康経営セミナー

地域の企業経営者向けにセミナーを開催し、健康経営の重要性を伝えるとともに、優良企業による事例発表を通じて実践例を共有しています。

高橋会長

ありがとうございます。それでは、次に進めたいと思います。

青野委員

ニュー・スポーツとマインドスポーツについてですが、当協会では、マンカラという知的ゲームを普及しています。マインドスポーツは身体を動かさない方でも楽しめるので、ニュー・スポーツと組み合わせて一緒に普及を進めています。

また、「ニュー・スポーツ」という言葉についてですが、これまで広く使われてきたものの、最近では「スポーツレクリエーション」という表現の方が、趣味性や人間関係の構築を強調でき、より適切ではないかと考えています。これにより、マインドスポーツも含めた幅広い活動を推進できると思います。

現在、静岡県と連携し、年に4～5回、各地域で「ふれあいスポーツフェス」を開催しています。先日は吉田町で実施し、市民の皆様に体験型のイベントを提供しました。ただし、現時点ではマインドスポーツの導入はまだ進んでおらず、今後の課題と考えています。

高橋会長

ありがとうございます。川根本町は高齢者の割合が比較的高いと認識していますが、町長として健康長寿を目指すためのスポーツについて、どのように取り組まれているかお聞かせください。

園田委員

川根本町の高齢化率は県内でも上位に位置しており、人口も少ない状況です。行政としては、高齢者を含めた全世代がスポーツに親しみやすい環境を整えることを目指しています。例えば、プロチームとの協定により、サッカーやラグビー、バスケットボールなどの試合観戦を町民が楽しむ機会を提供することで、スポーツに対する関心を高めています。これにより、町全体でスポーツを楽しむ文化が促進されていると思います。

高橋会長

スポーツが人ととの交流に効果があるという指標について、県では55%が過去5年間の最高値とされていますが、川根本町ではそれ以上の数値になっている可能性はありますか？

園田委員

具体的な割合は把握していませんが、広報活動を通じて、子どもから高齢者までスポーツに親しむ取り

組みが認知されていると思います。町全体でスポーツを推進していることから、今後さらにこの割合は伸びていく可能性があると考えています。現時点では、55%という数値は妥当な範囲ではないかと思います。

高橋会長

ありがとうございます。菌田委員にお伺いします。この「子ども」「成人」「高齢者」「女性」「障害者」という層を考えたとき、一番気になる層はどこでしょうか？やはり高齢者ということで良いのでしょうか？

菌田委員

この前の会合で「中学校の運動部の地域展開をより積極的に進めるべき」という話をさせていただいたかと思います。

私の経験では、藤枝や島田に行くと、子どもたちがお母さんに車で連れて行ってもらい、クラブチームに通っている姿をよく見ます。そのため、子どもたちがスポーツに親しみやすい環境を整えることが、非常に重要だと考えています。

高橋会長

ありがとうございます。常葉大学では、運動部へのサポートやボランティアなど、何か取り組んでいることはありますか？また、もっと広い視点からのご意見でも構いませんので、ぜひ教えてください。

吉田委員

常葉大学の吉田早織と申します。よろしくお願ひいたします。

常葉大学としては地域にさまざまな形で関わっております。しかし、部活動がどのように転換していくのかという具体的な話は、一部しか出ていないように感じます。そのため、大学としても関連の職員と可能な限り連携し、何かできないかというスタンスでおりますが、現状では話がなかなか進んでいないのが実情です。

私自身は、もともとアスリートを対象にアスレチックトレーナーとして活動してきましたが、現在は特に子どもの体力低下の問題に取り組んでいます。学生たちと一緒に、市内のフィールドをお借りしてさまざまな活動を行っています。

まず、子どもの体力低下問題に触れる前に、最近のトレンドの話になりますが、「ウェルビーイング」や「インクルーシブ」といった言葉を取り入れてもよいのではないかと思います。基本方針1「スポーツによる豊かで幸せな暮らし、社会の実現」は、スポーツを通じたウェルビーイングの促進に直結する内容だと思います。ウェルビーイングという言葉が市民にとって分かりにくい場合は、併記する形でも良いのではないかでしょうか。

また、施策2の「誰でもがスポーツに親しむ機会の創出」という部分についてですが、「誰でもが」というのはインクルーシブの考え方を含んでいるのか、少し気になりました。現状では、障害のある方はカテゴリー4に分けられているようですが、障害のある方がスポーツを楽しむ機会を支援することはもちろん、一緒に楽しめる場を作ることも重要だと思います。ですので、施策にインクルーシブの考えを盛り込むことができれば、より良いのではないかと考えます。

さらに、近年のトレンドとしてDX化（デジタルトランスフォーメーション）が挙げられます。スポーツ分野においてもDX化を進めるべきだと思います。たとえば、子どもたちが健康リテラシーを高めるための教育が必要だと考えています。大人であれば1日の運動量や歩数についてある程度目安があると思

いますが、子どもたちは自分にどれだけの運動が必要かを意識していないことが多いです。運動量が低下している今こそ、そういった認識を高める教育が求められています。

具体的には、体力テストや新体力テストを活用し、個々の体力データをもとに不足している部分を補うプログラムを提供することが考えられます。また、個別の運動トレーニングを推進するために、たとえば体力テストの結果からおすすめのエクササイズを動画で確認できる仕組みを作るなど、DX化を活用した取り組みができれば効果的だと思います。

現在、「ふじのくにファミリープレイプログラム」などの取り組みがありますが、それらがどれだけ認知されているかというと、正直まだあまり知られていないのではないかと思います。私自身も委員として関わっているにもかかわらず、認知度が低いと感じています。そのため、普及のための工夫が必要です。たとえば、アンバサダーを作ったり、若い学生たちが楽しそうに活動している姿を発信するなど、より親しみやすい形での情報提供が求められるのではないかでしょうか。

また、子どもの運動教室を開催している中で、発達特性のあるお子さんやグレーゾーンのお子さんを持つ親御さんが「この教室に参加しても良いのか」と心配されるケースをよく目にします。療育に通っていない場合、親御さんが遠慮してしまい、スポーツの機会を逃してしまうことも少なくありません。そういったお子さんたちにも運動機会を提供できる場を作ることが重要だと思います。

高橋会長

はい、いくつか課題があると思います。まずウェルビーイングについてお話しします。

この資料の冒頭に「ウェルビーイングの向上」と掲げられています。2025年までは「スポーツの聖地」というキーワードが中心でしたが、静岡県が新たにウェルビーイングを打ち出していただいたことで、これが新たな柱となり、我々としても具体的にどう取り組むかが重要になってくると思います。

インクルーシブについてですが、これは障害の有無に関わらず、たとえば高齢者がロコモティブシンドロームなどで移動が困難になる状況も含めて考えるべきだと思います。障害者だけでなく、介護が必要な方々や高齢者も含めた「インクルーシブ」という視点が現状の計画にどこまで反映されているのか、お答えいただけますか？もし現状で盛り込まれていないのであれば、ぜひ希望として反映していただければと思います。

事務局

ご指摘ありがとうございます。この計画には、現状「インクルーシブ」という言葉 자체が含まれていません。ただ、「誰でもがスポーツに親しむ機会の創出」という表現に込められている部分はあります。また、施策4の「障害者スポーツの拡大」において、「障害のある人とない人が一緒にスポーツを楽しむ機会の提供」という項目も含まれています。

ただし、現状では障害のある方とない方を分けて考える傾向が強いのは事実です。今後は、地域の中で自然とさまざまな背景を持つ方々——お年寄りから子どもまで、障害の有無に関係なく——が一緒にスポーツを楽しめる機会を提供する施策を進めていく必要があると考えています。この点については、計画に反映できるよう、検討を進めてまいります。

高橋会長

それから、子どもたちがスポーツ関連の動画やプログラムを学校で閲覧できる機会についてお聞きしたいのですが、どのような状況でしょうか？

事務局

現状では、ホームページに動画を掲載しているものの、それだけでは十分な普及が進んでいないのが実情です。幼稚園や学校には、動画のQRコードが記載された下敷きなどを配布して普及を図っていますが、それが認知度向上にどれだけ寄与しているかは課題が残っています。

確かに、これまでと同じ普及方法では限界があると認識しています。この点については、新しい普及手法を検討し、施策として真剣に取り組んでいきたいと考えています。

高橋会長

静岡産業大学における部活動支援についてお話しします。まず、磐田市では、手を挙げた学校に対して学生が派遣されています。特に教職を目指している学生が多く、教員養成に関わりたいという思いから、ボランティアとして無償で活動を行っています。しかし、学生たちからは、「部活動の指導者の意見」と「学生が授業で学んでいる主体性を育む指導」との間にギャップがあり、行きたくないと感じることもあるという声が聞かれます。学校側の意向に強く反論できない立場であるため、学生が戸惑う場面もあるようです。

また、最近では吉田町と連携協定を結びましたが、協定が増えるにつれ、市や町から「何曜日に学生を派遣してほしい」「ロコモティブシンドロームの調査をしてほしい」「運動指導をしてほしい」という依頼が多く寄せられます。しかし、授業もあるため、学生がすべて対応できるわけではありません。また、ほとんどが無償での依頼であり、交通費すら支給されないこともあります。そのため、活動が疲弊してしまいがちです。

文部科学省が「部活動の地域移行」を掲げましたが、予算措置がされていないため、各自治体の予算状況に大きく依存しています。その結果、うまく機能する自治体とそうでない自治体があり、実際に取り組みが進んでいないケースも見受けられます。この計画も、期限が延長されたりするなど、課題が多い状況です。予算措置が十分でない場合、指導者の派遣も難しいという現状があります。

園田委員、自治体側での予算措置について、どのようにお考えでしょうか？

園田委員

前回も同様の課題が取り上げられましたね。学校の部活動問題については、先生方の働き方改革の一環として進められていますが、部活動を好む教員もおられるため、現状ではその先生方に任せている部分が多いです。

静岡産業大学が吉田町と連携協定を結んだお話もありましたが、行政側の立場から見ると、自治体が勝手な要望を出しやすい傾向があり、協力する側にとって負担が大きいのではないかと思います。今後の展開において、部活動をどのように進めていくかは、行政としてもしっかりと考えていかなければならぬ課題です。教育行政の中で、この問題に対する意識を持ちながら、持続的に取り組む必要があると感じています。現状では、先生方に任せる形が適しているのではないかと考えていますが、この方針を引き続き見直していくことが重要だと思います。

高橋会長

それでは、5番目の柱「スポーツの場」についてお伺いしたいと思います。この点について、竹田委員や青野委員は、施設をどのように活用できるかについて課題を感じておられるのではないかでしょうか？

竹田委員

まず施設環境に関する課題が大きいと感じています。特に体育館についてですが、冷暖房設備が整っていない施設が多く、ほとんどの小学校や中学校では、そのような設備がありません。高校でも、私立の一

部には冷暖房がある施設がありますが、現実的にはそれらを地域で利用することは難しい状況です。私は小学校の体育館で子どもたちに体操指導をしていますが、夏場の体育館内は非常に暑く、気温が34度になることもあります。窓を開けたり、スポットクーラーを使用したりしても、温度が2度程度下がるのが限界です。さらに、子どもたちが運動すると熱がこもり、室温がさらに上がるという現状があります。こうした環境では、十分な運動指導が難しく、まずは体育館の環境を改善することが急務だと考えています。この点を県に強くお願いしたいと思います。

また、子どもたちの運動量についても課題があります。最近では、プールは暑くて入れず、外も暑くて走ることができない状況があります。その結果、子どもたちの運動は室内に限られ、クーラーの効いた部屋で簡単な体操をするだけになってしまいます。しかし、それだけでは運動量としては不十分です。そこで、私は子どもたちに階段昇降を取り入れた運動を提案しました。たとえば、2階や3階まで階段を上り下りし、それを5回繰り返した後、クーラーの効いた部屋で休憩し、水分補給をするという方法です。この間、子どもたちは楽しそうに運動していました。実際にやらせてみたところ、1回の運動で4,000歩ほどの運動量を達成しました。次は6,000歩を目標にするよう伝え、子どもたちのやる気を引き出す工夫をしました。例えば、「目標を達成したらアイスを買ってあげる」というような小さなご褒美を設定すると、子どもたちも積極的に取り組んでくれました。

このように、限られた環境の中でも工夫をすることで運動量は確保できますが、そもそも環境整備が不十分では継続的な取り組みが難しいのが現状です。体育館や運動施設の環境を整備していただきたいというのが、私からの強い要望です。

青野委員

「場の提供」に関するこではないかもしれません、お話させていただきます。先ほど吉田先生から子どもたちへのプログラム提供についてお話をましたが、私たちレクリエーション協会でも、過去5~6年ほど、各地の幼稚園を回りながら親子運動遊びを実施してきました。その際、「ファミリープログラム」や新しく作成した動画などを紹介し、県内各地で活動しました。

しかし、課題として感じたのは、親子で集まってプログラムを紹介しても、その場で終了してしまうケースが多かったことです。現場の先生方や保護者の方々に十分に届いていない状況があり、プログラムの浸透が進まなかったのです。今後、このような取り組みを転換して進めるなら、現場の先生方や保護者の方々に対して、より広く「こういったプログラムがあります」と伝え、子どもたちの体力づくりに役立てていただけるようにする必要があると感じました。

高橋会長

ありがとうございます。それでは、吉田委員、全体的な視点でのご意見もいただけますか？

吉田委員

まず、場の提供に関してですが、県立のスポーツ施設がスポーツ以外の課外活動や遊びの場として利用されているのかが気になっています。たとえば、スポーツをする方々は草薙総合運動場や浜松球場などに行くと思いますが、それ以外の方々が利用する機会を増やし、施設をもっと身近なものにする取り組みができるのではないかと感じています。そうすることで、スポーツがより身近なものになり、遊びや運動の場も増えると思います。

また、暑い中での運動についてですが、法制度が変わり、指導者側への責任がさらに重くなっている状況があります。そのため、運動環境の改善は急務だと感じています。たとえば、野球場では日陰がほとん

どなく、テントを設置して対応していますが、ミストクーラーのような設備があるだけでも状況が大きく変わるとと思います。草薙総合運動場のコンコースなどにミスト設備を設置すれば、散歩やランニングがより快適にできるようになるのではないかでしょうか。

もちろん、体育館や施設にクーラーを設置してほしいという要望は多いですが、まずは可能なところから改善を進めていただきたいと思います。

さらに、最近話題になっている小学校のプールについても気になっています。他県では小学校のプールが廃止されるケースが増えており、その影響で水泳の授業がどうなるのかが注目されています。静岡県ではどのような状況なのか、もし情報があれば教えていただけるとありがたいです。

高橋会長

わかりました。それでは、事務局のほうで確認いただけますか？

事務局

健康体育課です。小学校のプールについてですが、授業の実施施設は県内に297校あり、すべての学校で水泳の授業が実施されています。中学校では、163校中161校で水泳の実技授業が行われています。

ただし、授業の実施場所については、小学校では近隣校で実施しているケースがあり、一部の学校（48校）は民間や公営プールを利用しています。中学校では、近隣校で実施している学校が9校、民間や公営プールで実施している学校が14校あります。また、最近話題になっている「委託」という形式については、県内で2つの自治体が一部の学校で取り組みを始めています。なお、すべての学校が委託形式で実施しているわけではなく、現状では学校施設で授業を行うところと委託で対応するところが混在しています。

高橋会長

ありがとうございます。菌田委員、何か追加のご意見はありますか？

菌田委員

設備の問題についてですが、体育館の環境整備は非常に重要だと感じています。最近の気象条件を考慮すると、体育館のエアコン設置が必要ですが、費用が高額なため、予算措置が課題になっています。私の地域では、義務教育学校が2校あり、体育館の設計段階からエアコン設置を検討しています。県からの補助金を活用しながら、なんとか進めていきたいと思っています。

また、プールに関しては、私の地域ではB&G財団のプールを活用し、そこに子どもたちが通って水泳の授業を受けています。南部地域の義務教育学校にはプールが1つありますが、それだけでは足りないため、B&G財団のプールを補完的に利用しています。県からの補助金を含め、体育館やプールの整備を進めるために、引き続きさまざまな方向で検討していく必要があると考えています。

高橋会長

時間が迫ってきましたが、一つだけ付け加えさせていただきます。私は当初、eスポーツに対して反対の立場でした。しかし、最近では、eスポーツが人と関わるのが苦手な子どもたちや学生にとって、スポーツに触れる新しい機会になると感じています。たとえば、eスポーツを通じて競い合い、全国大会や世界大会に進む可能性もあります。そういう意味で、eスポーツを「ニュー・スポーツ」や「マインドスポーツ」の一環として考える視点も必要ではないかと思います。

それでは、事務局のほうから今後についてご説明をお願いします。

事務局

事務局から今後のスケジュールについてご説明いたします。議事資料の一番最後に「資料4」として記載がありますが、以下の流れで進めてまいります。

まず、本日のご審議を踏まえ、事務局が全委員の皆様と意見照会を行います。ご自身が出席されていない部会の内容についても、ご意見を忌憚なくお寄せいただければ幸いです。

いただいたご意見を集約した後、再度部会を書面にて開催し、初年度の計画内容について各委員の皆様に確認をお願いする予定です。その後、10月に審議会を開催し、スポーツ推進計画の素案を作成いたします。

さらに、この計画案についてパブリックコメントを実施し、そこでいただいた意見も反映させた最終案を作成します。そして、年度末に開催される審議会で最終報告を行い、その後、公表という流れで進めたと考えております。

以上が今後のスケジュールとなりますので、どうぞご承知おきください。

高橋会長

本日は暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、A部会「スポーツインライフ・活躍社会」の部会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和7年度第1回静岡県スポーツ推進審議会B部会議事録

武田部会長

静岡県スポーツ協会の武田です。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、次第に従い議題を進めてまいります。

まず、議題2「審議事項等」の第4期スポーツ推進計画における各施策の取り組み内容について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

スポーツ政策課長の小林です。よろしくお願ひします。各施策の取り組み内容について説明いたします。

前回の審議会および部会では、次期スポーツ推進計画の基本方針や柱、施策についてご理解をいただきました。その後、事務局で各柱ごとの具体的な施策を検討し、資料1および資料2として作成しました。本部会では、これらの施策やその内容についてご議論いただきたいと思います。

特に、施策と具体的な施策との関連性、各施策の充足度、表現の適切性などの観点からご意見をいただければ幸いです。本日の議論後に再度意見交換の機会を設けますので、他部会の内容についてもご意見をお寄せください。

今回のB部会では、柱3「スポーツを通じた人間性と多様な能力の育成」に関する施策を中心に取り扱います。具体的には以下の内容です

施策6 ジュニア世代の発達度に応じた可能性の発掘と育成については、学校の運動部活動や地域スポーツクラブを活用し、礼儀、協調性、思いやりなどの豊かな人間性を育むことを目指します。新たにスポーツと医科学の連携を追記しました。

施策7 夢や感動を与えるアスリートの発掘・育成支援については、引き続き、アスリートの発掘と育成を着実に進めていきます。

施策8 指導者の資質向上 指導者の質をさらに高めるための取り組みを継続していきます。

以上、事務局からの説明となります。よろしくお願ひいたします。

武田部会長

ありがとうございました。本B部会では、柱3「スポーツを通じた人間性と多様な能力の育成」をテーマに議論を進めてまいります。この柱では、トップレベルの競技者の育成、パラスポーツ・ジュニアの育成、そして指導者の資質向上といった視点を取り入れ、人間性や能力の向上を目指しています。

本日は、特に新たに追加された3つの取り組み（資料中の緑色の部分）に焦点を当てて議論を進めたいと思います。皆さまの経験や知識をもとに、ご意見やご質問をいただければと思います。

それでは、まず山本委員、何かご意見をいただけますでしょうか？

山本委員

中学生の部活動についてですが、現在総合型スポーツクラブへの移行が進んでいます。特にサッカー界では、他県で進んだモデルがあり、静岡でも地域単位で選手を集めて大会に参加するなど、工夫がなされています。生徒数が少なく、1チームを作るのが難しい状況もあるため、地域で連携する必要があります。

文部科学省も部活動を地域スポーツクラブに移行する方針を真剣に進めており、サッカー協会では指

導者育成部会や普及部会、そして私が担当する強化部会が連携して取り組んでいます。また、大会運営における暑さ対策として、特別部署を新設し、検討を進めています。ただ、静岡県の具体的な進捗状況については把握できていません。

武田部会長

公立中学校の部活動の地域移行や展開についてお話をありがとうございましたが、石黒委員、大学として関与されていますでしょうか？

石黒委員

私は亜細亜大学に所属していますが、現状、本学にはスポーツ科学部のような学部がないため、地域との連携で大学院生や学生を派遣して指導を行うような取り組みは実施しておりません。ただし、他大学では部活動を地域貢献活動として地域と連携する例があります。また、大学が主体となり総合型地域スポーツクラブを運営し、子どもたちを育成する体制が整っている場合もあります。そうした大学が、部活動の地域移行に伴い受け皿として機能する可能性は十分にあると思います。

武田部会長

部活動の意義が変化してきているように感じますが、この点についてご意見を伺いたいと思います。秋本委員、いかがでしょうか？

秋本委員

「育む」という点で、具体的な施策があるのであればお伺いしたいです。

事務局（健康体育課）

上段の学校教育活動としての部活動は、学習指導要領に基づいて教育活動の一環として実施しています。また、学習指導要領は、法的拘束力を持っております。子どもたちを育むということを念頭において指導を行っています。

事務局（スポーツ振興課）

具体的な施策として、地域スポーツクラブの普及支援については、スポーツ協会に依頼してスポーツクラブの研修を行い質の向上を図っています。指導者についても資格取得支援や人材バンクを活用するなどしています。今後これらの取組を展開し、受け皿確保につなげていきたいと思います。

武田部会長

今、指導者の話が出たが、施策8の指導者の資質向上について何か意見ありますか。

谷内委員

産婦人科医の観点から、女性アスリートの育成に対する指導者の質に課題を感じています。激しい運動や過度な体重コントロールは、生理が止まる、骨密度が下がるなど、健康への影響は大きいです。

例えば、チアリーディングをやって体重を落とすようコーチから指導を受けていてBMI18未満で生理も止まっている方が受診してきましたが、これ以上体重を落とさないようコーチに話をしたことがあります。さらに、男性コーチに対しては、生徒が問題を言いづらい現状にある。コーチの方には、このような課題を認識し、指導をしていただきたいと思います。

武田部会長

指導者が、どうしても男性に偏りがちな中、女性アスリートが体調や意見を外に出せないという課題があります。

また、指導者研修や熱中症対策も重要な課題です。例えば、今後開催される東海ブロック、国民スporte

ツ大会のサッカー競技では、暑さ対策として試合開始時間を夕方の16時や18時に設定しています。これは、選手の体調を考慮した対応です。特に、暑さで途中交代が増える例も見られるため、熱中症対策は非常に重要です。山本委員、サッカーを中心にこの点について何かご意見をいただけますでしょうか？

山本委員

そうですね。日本サッカー協会では、7月や8月の大会は一切行わない方針を明言しています。これに伴い、予選もできるだけ暑さを避けるために日程を早めています。ただ、全国中学校サッカー選手権大会など依然として真夏に開催される大会もあり、選手が試合中に倒れるといった問題が続いている。これらの大会は協会主催ではないため、改善には時間がかかるのが現状です。

子どもたちの未来を守ることは非常に重要です。特に静岡県は優秀な選手が多く、サッカーのワールドカップ日本代表の約3割が静岡県出身という実績もあります。そのため、環境や指導者の質をどのように向上させるかが課題だと思います。

体育の要綱でいえば、最低限のことしかマニュアルには書いていない。それを守って最低限のことだけをしていたら、子どもたちの未来は暗いものになると思います。最低限のガイドラインを守ることにとどまらず、子どもたちが自由に挑戦し、夢を持てるような環境を整えることが大事です。同時に、子どもたちの安全を守りながら、未来を切り開ける指導や機会を提供していく必要があります。この点について引き続き議論を深めていきたいと思います。

武田部会長

今、ジュニア世代の育成についてお話をありがとうございましたが、子どもたちがいかにやる気を出し、学ぶだけでなくスポーツを楽しむかが重要だと考えます。我々スポーツ協会でも、マルチスポーツを体験できる教室を開いたり、さまざまな取り組みを行っています。子どもたちが多様なスポーツに挑戦する機会を提供することが大切だと思いますが、県の施策として何か取り組みはありますでしょうか？

事務局

これまでの取り組みとして、さまざまな競技を体験する機会を創出してきました。特に、マイナー競技も含めて子どもたちに体験の場を提供してきましたが、継続性や広がりを持たせるには課題があります。

例えば、指導者やチームの有無など環境整備が難しく、少子化の影響もあり、1つの競技だけでは限界があるというご指摘はその通りだと思います。今後の施策として、より多くのスポーツを体験できる機会を広げる取り組みを検討し、実行していきたいと考えています。資料にも記載がありますが、これをさらに充実させる方向で進めたいと思います。

山本委員

書いてある内容は素晴らしいと思います。ただ、それを実行するにはお金や指導者の確保が必要です。例えば、Jリーグが本格化した初期の湘南ベルマーレでは、サッカーだけでなくビーチバレーなど複数の種目を抱え、「モデルケース」と言わっていました。現在は、サッカーの利益を活用してトレーナーやメディカルスタッフを共有しながら多くの種目を支えています。同様に、民間資金をうまく活用して、指導者の育成や活動の充実を図る仕組みが重要だと思います。

「お金がないからできません」「前例がないからできません」といった姿勢では、静岡の子どもたちの未来は暗いものになると感じます。批判ではなく、素晴らしい施策をどう実行していくかが大切です。そのためには、地域の企業や資産を活用し、仕組みを整えることが重要だと思います。例えば、ラグビーのヤマハや、かつて野球を支えた大昭和製紙のような企業の協力を得ながら、地域全体で取り組みを進め

ることが必要だと考えます。

石黒委員

今の関連で確認したいのですが、ここに挙がっている施策の主体は、基本的に担当課が行うという理解でよろしいでしょうか？例えば、上級コーチの資格取得など、スポーツ協会が関与する部分もありそうです。これらの施策を議論する際、どこまでを想定して考えれば良いのか確認させてください。

事務局

施策の「担当課」というのは、県内での分野を担当する課を指します。ただ、実際の実施については、スポーツ協会と連携する場合や、民間に委託する場合、補助金を通じて実施主体を支援する場合など、いろいろな形態があります。現状、県の担当課が主体となって整理を進めている段階です。

石黒委員

施策をどう実現するかを考える際に、実施主体を具体的に想定して記載しておくほうが良いのではないかと感じました。

もう一点よろしいでしょうか。前回オンライン参加だったため、議論を十分把握できていない部分があるかもしれません。この柱3は「スポーツを通じた人間性と多様な能力の育成」というテーマがありますが、現在、それに紐づく施策が3つ挙がっています。ただ、具体的な取り組みを見ると、いわゆるハイパフォーマンス（競技力向上）に関する内容が中心です。もちろん、人間性の育成にもつながるとは思いますが、それだけで良いのか、他の視点も必要ではないかと感じました。

武田部会長

ハイパフォーマンスというと、競技力向上のお話ですね。

石黒委員

そうです。競技力向上の話が多く記載されていますが、例えばスポーツを通じた協調性やコミュニケーションスキルの育成についても、この柱で議論すべきであれば、どこかに明記したほうが良いのではないかと思います。

事務局

ハイパフォーマンス以外の協調性や人間性の育成については、新しい施策の中で触っています。特に緑色で記載されている部分、（運動部活動の実施や地域スポーツクラブの実施の施策）「豊かな人間性を育む」の施策が該当します。

この施策では、指導者の質を高め、学校の部活動から地域スポーツに移行した子どもたちを対象に、人間性を育む指導を行うことを目指しています。これを現時点での県の課題として位置づけています。

石黒委員

ただ、現状の施策6に「タレント発掘」や「アスリート育成」といった内容が含まれており、これらと人間性育成の話が混在しているように見えます。そのため、これを別立てにしたほうが話が整理され、分かりやすくなるのではないかでしょうか。施策の数に制限があるのかもしれません、検討の余地があると思います。

武田部会長

緑色の施策の一番下にある「スポーツと科学との連携」についてですが、これはアスリート向けの施策で、「スポーツ科学」と「科学研究の成果の活用」という言葉が2回出てきています。この表現がやや分かりにくく感じましたので、文言を整理するか、項目を分けるなど工夫が必要だと思います。

また、「ハイパフォーマンスセンター」という言葉を取り入れたい意図があるのかもしれません、その点も含めて再検討が必要かと思います。

さて、話を変えて、パラスポーツについてご意見を伺いたいと思います。秋本委員、いかがでしょうか？

秋本委員

パラスポーツに関してですが、ジュニア世代の「多くの競技を体験する機会の創出」と関連して、パラアスリートの発掘に向けた体験会の開催があると理解しています。

例えば、静岡県では「わかふじスポーツ大会」などで、いろいろな競技団体が体験コースを設け、異なる競技に触れる機会を提供しています。ただし、遠方からの参加が難しい場合や、遠征費用の捻出が課題となっています。特に地方競技団体や個人の経済的負担が大きく、中間層の選手が次のステップに進む機会を失うことが懸念されます。トップアスリートの活動支援は県の補助で進んでおり、大変感謝されている一方で、裾野の選手や中間層への支援が手薄だと感じます。

例えば、国内大会（ジャパンパラ、日本パラなど）に出場するための少額の支援があれば、次世代のアスリートを育成するうえで大きな助けになるのではないかでしょうか。この中間層をどう支援し、トップレベルにつなげていくかが課題だと思います。

山本委員

パラアスリートが全国大会に出場する場合、どれくらいの費用が必要なのでしょうか？

秋元委員

費用はさまざまですが、参加費、旅費、宿泊費を含めると、国内大会では1人あたり3～4万円程度かかることがあります。また、アジア大会などになると10～20万円ほどかかる場合もあります。市町等の支援がある場合もありますが、まだ十分ではありません。県内の競技団体から推薦された選手が中央競技団体に進む前の段階で、少額の支援を行える制度があれば良いのではないかと考えます。

山本委員

提案ですが、静岡県にはJリーグのクラブが4チーム（沼津、清水、藤枝、磐田）あります。例えば、これらのクラブでは12歳、15歳、18歳の全国大会があり、親の負担も大きいです。しかし、大会規模が大きく何万にも集まるため、「全国大会に出場しました。寄付をお願いします」と呼びかけると、多くの方が寄付してくれる実例もあります。

このような仕組みを参考に、パラスポーツや他の競技団体でも寄付を集めるモデルを作ることを提案します。例えば、大会開催地でボランティアを募り、寄付を呼びかけば資金調達が可能です。

また、中学校や小学校のグラウンドが空いていることが多いので、これらを有効活用できる仕組みも必要です。さらに、指導者の育成やルール整備についても考えていただきたいと思います。

静岡モデルとして、こうした取り組みを進めていただければ、地域のブランド力向上にもつながると思います。ぜひ県のほうでご検討をお願いします。

武田部会長

寄付金については、ぜひ関係各所と連携して進めていただきたいと思います。

個人的な話になりますが、以前勤務していた学校で、先天的に両足と指がない生徒がいました。彼は車椅子で生活し、上半身の筋肉が非常に発達していました。「パラスポーツをやってみたらどうか」と勧めたかったのですが、当時はどこに繋げれば良いかわからず、そのまま彼は就職してしまいました。

こういった人材を拾い上げる仕組みが整えば、パラスポーツはさらに発展すると思います。ぜひその点を考えていただければと思います。以上、私の個人的な意見です。

時間も限られていますので、石黒委員、何かありますか？

石黒委員

パラスポーツの発展や強化については施策として挙がっていますが、パラスポーツを通じた多様性の理解や共生社会の実現といった視点が抜けているように感じます。具体的な事業内容はこれから検討すべきですが、長期的な施策として、こうした視点も取り入れていただけると良いと思います。

谷内委員

先日、婦人科に来られた十代の患者さんが、パラ卓球の選手を目指している方でした。その方は発達障害や再建不全の治療を受けながら、車椅子で自立した生活をされています。このように、パラアスリートが一般のクリニックで診察を受けられる環境が整ってきたことは素晴らしいことだと思います。

また、婦人科全体でも女性アスリートを支援する動きが進んでおり、資格制度や学会の設置といった取り組みが行われています。ただ、静岡県ではまだ十分に根付いていない部分もあるため、これを促進していくことが重要だと思います。以上です。

山本委員

1つ提案ですが、パラスポーツとJリーグのクラブをマッチングさせる仕組みを作ってはどうでしょうか。

例えば、試合のハーフタイムにパラアスリートが登場し、「世界に挑戦します」とアピールすれば、観客からの寄付を募ることもできます。静岡にはJリーグのクラブが4チーム（沼津、清水、藤枝、磐田）もあり、これは神奈川と並ぶ財産です。これをうまく活用してほしいと思います。

また、現場に足を運び、地域の施設やリソースをつなげる役割を担っていただければ、子どもたちの夢を広げることにつながると思います。さらに、グラウンドの活用についても規則を緩和すれば、利用者が増えるのではないかでしょうか。

環境整備については、例えば静岡市のJステップがあります。ここには立派な体育館、トレーニングジム、グラウンドがあり、トヨタのバスケットボールチームなども合宿で使用しています。こうした施設をうまく活用し、スポーツの集積地として重点的にモデルを作れば、子どもたちに良い影響を与えると思います。ぜひご検討ください。

最後に、ラグビーのレガシーについて質問があります。ラグビーのレガシーでは、いろいろな成果を残していくこうという話がありますが、静岡県の学校（中学や高校）を卒業した方で、代表に選ばれた人数がどのくらいいるのか、ぜひ調べていただきたいです。例えば、ワールドカップに出場したメンバーのうち、約30%が静岡県出身だったと聞いています。クラブや学校を含め、静岡からどれだけの人材が輩出されたのかを把握することで、レガシー形成の参考になると思います。ヤマハのようなクラブ所属の方も含めて、調査をお願いできればと思います。

武田部会長

では、事務局の課題として受け止めます。

高橋会長

議論が活発になっていると感じます。また、山本委員の「静岡モデル」についての提案は非常に前向きであり、官民一体となって動く時期が来ているのではないかと思います。ただ、実現には多くの課題があ

ることも確かです。

さらに、谷内委員からは女性アスリートや女性の体に関する視点で貴重なご意見をいただいています。この点については、大学の授業でも取り上げていますが、まだ多くの学生や指導者が十分に理解していない現状があります。女性の将来の健康や、子どもを産む能力への影響を考慮した科学的なアプローチが重要だと感じています。

また、石黒委員の社会学的な視点からのご意見も非常に重要です。この部会では「多様な人間性の育成」を掲げていますが、「スポーツが人間性の育成に効果がある」と考える県民の割合が35%というのは低いと感じます。この背景には、体罰やいじめが影響している可能性もあります。しかし、スポーツ、食、睡眠は人生を豊かにする基盤であり、この認識を広げる必要があると思います。以上です。

武田部会長

高橋会長からも貴重なご意見をいただきました。それでは、以上でB部会を閉会といたします。

令和7年度第1回静岡県スポーツ推進審議会C部会議事録

村田部会長

それでは早速、次第に沿って進めます。本日は、第4期静岡県スポーツ推進計画に関する施策9・10について議論します。事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局のスポーツ政策課長、小林です。よろしくお願ひいたします。前回の審議会で、地域スポーツ推進計画における基本方針や柱ごとの施策について議論いただきました。その後、事務局内で施策案を再検討し、資料1と資料2を作成しました。本日は、施策の具体的な内容や表現に関するご意見を伺いたいと思います。

本部会の所管施策は次の通りです。

施策9、スポーツによる賑わい創出と交流人口拡大。市町の「スポーツによるまちづくり」支援を新たに追加しています。下田市のサーフタウン構想や沼津市の「フェンシングのまち」など地域資源を活かした取り組みを支援します。

施策10、スポーツ資源の成長産業化は、すべて新規施策です。「しづおかスポーツ産業ビジョン」と連携し、「みるスポーツ」の魅力向上や地域資源を活用したスポーツツーリズム推進を目指します。また、アスリートキャリア形成や関連企業支援も検討しています。

以上です。

村田部会長

施策9と10は、地域活性化と成長産業化という共通点があります。柱4は公共性が強く、柱5はビジネス寄りの方向性です。それぞれのご経験を踏まえたご意見をお願いします。

まず、スライドにある赤系（社会）と青系（経済）の分類についてですが、この分け方に何か意図があるのか確認させてください。

事務局

基本方針を整理した際、赤系は「社会貢献」、青系は「経済活性化」として分類しました。赤系は健康増進や人格形成など社会的影響を重視し、青系は地域活性化や産業成長を目的としています。

村田部会長

赤は社会全体、青は経済ということで理解しました。ただ、施策9については「交流人口の拡大」が目標ですが、県外からの来訪者の指標を設けても良いのではないでしょうか。また、施策10の「成長産業化」も金額ベースの指標だけでなく、人的交流の視点も考慮するべきです。

事務局

ご指摘ありがとうございます。施策9では、「スポーツをする人」と「スポーツを見る人」を対象に、県内外の人数を指標化しました。また、施策10では金額ベースの指標に加え、交流人口や地域資源を活用した取り組みの数も測定対象としています。これらを総合的に評価していく予定です。

村田部会長

例えば、地域活性化に関与する主体として、スポーツコミッショナーやイベント興行体だけでなく、総合型地域スポーツクラブや企業も重要な役割を果たします。この点についても議論を深めたいと思います。

辻川委員

施策9「スポーツを通じた賑わいの創出と交流人口の拡大」に関してですが、アウトプットとしての指標が「交流人口」とされています。前回も議論にありましたが、県内の交流人口が増えることは重要な一方で、県外からの流入者数を指標として設定しても良いのではないかと思います。これは施策10とも関連する内容です。施策10では金額ベースの成果が挙げられていますが、人的交流が増えるかどうかも重要です。

また、施策9の目標で「主催、共催、後援したスポーツ大会数が3,000人」という数字が示されていますが、この「3,000人」が何を指しているのか（人の数なのか、イベントの数なのか）が曖昧に感じます。目標指標を、人数とイベント数の両方で測るようにしてはどうでしょうか？

事務局

ご指摘ありがとうございます。前回も同様の意見をいただきましたので、指標を一部整理し、追加しました。まず、4番と5番の柱全体を測る指標として、「県内施設や大会等でスポーツをする人・見る人」の人数を設定しました。これは、県内外を問わず、施設利用者やプロスポーツ観戦者を含めた総計です。次に、施策ごとの細かい指標として、施策5では金額ベースの指標を設定しました。一方、施策9については、具体的な数値を示す指標が不足していたため、スポーツ庁のアンケート調査を参考に客観的な指標を追加しています。

また、「3,000人」という数字に関してはイベント参加者数の目標であり、これに加え、大会や合宿の件数を指標として設定しました。これらは、県外からの合宿者数も含めたデータを収集し、統計として示す予定です。

さらに、スポーツを活用したまちづくりに関しては、下田市のサーフィン構想や沼津市のフェンシング施策など、地域の特色を活かした取り組みを支援し、それに基づく指標を設定しました。交流人口についても、「スポーツをする人」「スポーツを見る人」の人数や、大会開催数などを複合的に評価していく形で記載しています。

村田部会長

ありがとうございます。この「スポーツをする人みる人の人数1740万」という数字ですが、少し大きすぎる印象があります。何か具体的な根拠があるのでしょうか？

事務局

はい。この数字は、県の観光部門が実施している調査を基にしています。観光施設の利用者数を集計し、その中からスポーツ関連施設を利用した人数を抽出して算出しています。現状値は約1,400万人で、これはコロナ前の水準に戻った数値です。1,740万というのは目標値で、今後の増加を見込んで設定しています。

村田部会長

なるほど、国民の約10分の1に相当しますね。もちろん延べ人数ですよね？

事務局

はい、延べ人数です。

村田部会長

延べ人数での計測は仕方がない面もありますが、実数で把握するのは難しいですね。同じ人が複数回利用している場合でも延べ人数に含まれるので、広く普及しているかどうかを判断するのは難しいところです。ただ、全県的なデータなので、そういう部分も考慮する必要があると思います。承知しました、

1,740万を目標とするわけですね。ありがとうございます。他にご意見はありますか？ それから、議論にもありました、緑色の部分が新規追加された施策ということでよろしいですね？

事務局

はい、その通りです。

村田部会長

私は少し関わっていたのですが、柱5の施策10について伺います。この「5つの施策」は、先ほど資料にもありましたが、「しづおかスポーツ産業ビジョン」とほぼ一致していますよね。この推進計画に載せる際も、ビジョンにある内容をそのまま反映する形でしょうか？

事務局

はい、基本方針はそのまま記載しますが、この「しづおかスポーツ産業ビジョン」は10年間の計画です。その中で、まず4年間で実行可能なものを静岡スポーツ推進計画に盛り込みます。また、参考資料として「静岡スポーツ産業ビジョン」を添付する形を予定しています。

村田部会長

分かりました。ありがとうございます。それでは少し背景を説明させていただきます。今回、資料をきれいにまとめていただいたので、基本的な確認や要望も含め、議論を深めていきたいと思います。例えば、推進計画のアウトプットについてですが、基本方針や柱には具体的な数字目標が設定されています。それに対し、施策の概要には小目標や具体的な数字が含まれているのでしょうか？

事務局

現時点では施策ごとの具体的な目標は全て設定できていません。前回の議論でも、施策と目標が一致していない点が指摘されました。そのため、柱ごとに1つ、または複合的な目標を2~3つ設定する形で整理を進めています。ただ、施策ごとの具体的な目標については、まだ詳細を詰め切れていない状況です。

村田部会長

分かりました。柱や基本方針は最終的な成果（アウトカム）を示すものですが、施策の概要にも、例えば「新規の仕組みを生かしたスポーツによるまちづくりの取り組み」であれば、市町村レベルの具体的な目標があっても良いのではないでしょうか。例えば、「スポーツを掲げた計画を持つ市町村を10から15に増やす」など、行政ごとの目標が設定されていると分かりやすいと思います。この部分はまだ設定されていないのでしょうか？

事務局

はい、現時点では詳細な目標設定ができていない部分もあります。ただ、まちづくりに関しては複合的な目標として「スポーツを活用した取り組みを行う市町村数を20に増やす」という新規目標を設定しています。この点については数字を置いておきます。

村田部会長

分かりました。ありがとうございます。それでは、続きの議論に進みましょう。

辻川委員

今の「市町」という単位ですが、この文脈では市町村ごとに施策が限定されてしまう印象があります。例えば、三島市では「みしまジュニアスポーツアカデミー」というタレント発掘的な事業を行っています。これは三島市の子どもたちを対象に、さまざまなスポーツ種目と出会う機会を提供する取り組みです。ただし、実際に提供されるスポーツ種目には、沼津市のフェンシングやレスリング、清水町のホッケー、

伊豆の国市のサイクルスポーツセンターでの自転車競技など、周辺エリアのものも含まれています。

しかし、この取り組みが三島市の子どもたちだけに限定されているため、対象者が減少してくると、年齢層を下げる方向に施策が変わってしまいました。本来であれば、広域的に世代や地域を広げ、近隣自治体と連携することで、より効果的な取り組みが可能になると思います。

ただ、市町ごとの施策だと、自治体の税金を財源とするため、広域的な取り組みに発展しづらい現状があります。その結果、施策が縦割りになり、範囲が狭まってしまう課題があります。県が支援することで、各地域が連携しやすくなり、広域的な施策が実現できるのではないかでしょうか。子どもの数が減少する中で、自治体が消滅しない限り、個別の自治体内だけで対応するのは限界があると思います。

特に、広域的な指導者のネットワークを活用することで、地域を超えたスポーツ振興が可能になるとを考えます。他の県でも同様の課題があると思いますので、こうした発想を取り入れられると良いのではないかと思います。

村田部会長

ありがとうございます。ご意見として、「エリアを閉じずに広げていくべき」という趣旨ですね。どうでしょうか？ それぞれの立場や規模感を踏まえてご意見いただけますと助かります。

杉山委員

私は総合型地域スポーツクラブで活動していますが、総合型地域スポーツクラブとは別に「ベルテックス静岡」の関連で、沼津市でスポーツ教室「V キッズ沼津」を運営しています。この教室では、ダンス、バスケットボールやフットサルなど複数の種目があり、会員登録をすればいろいろなスポーツを体験できます。

参加者は沼津市だけでなく、清水町や伊豆の国市などからも来ています。ただ、費用負担は沼津市がしているため、現状では沼津市内に限定されている部分があります。広域的な取り組みにする方が良いと思いますが、市の予算を使ってい以上、他自治体を巻き込むのが難しい状況です。

また、サッカーに関して言えば、一度チームに登録すると他のスポーツができないケースがあります。サッカーをしながら他のスポーツも体験したいというニーズは多いと思います。こうした点を踏まえ、競技を限定せずスポーツの環境を整備することが重要だと感じます。

施策9と10についてですが、大規模イベントやスポーツ産業の推進という点で、内容が似通っているように感じます。分けなくても良いのではないかという印象もあります。

さらに、ベルテックス静岡の2月の開幕試合において、スポーツ振興課の協力のもと、観客100名に体験会を実施しました。このようなプロスポーツの試合を活用した取り組みでは、通常のレクリエーション体験会とは異なり、参加者の多くが60歳以下で、新しい層に種目を紹介する良い機会になりました。また、半数以上の方がその種目を初めて知ったという結果も出ています。

さらに、観客の中には県外からの参加者も一定数おり、プロチームの試合が交流人口の拡大に寄与していると感じます。ただ、静岡の総合型クラブの一部では、プロチームの試合が増えることで体育館が使いにくくなるという課題もあるようです。この点についても検討が必要だと思います。

村田部会長

先ほどのご指摘にも関連しますが、市を限定するだけでなく、「関係人口」という言葉が示すように、より多角的で融合的な視点で考える必要があると思いました。

また、下から2番目の「大規模スポーツイベント」の部分ですが、下の項目と重複している部分がある

ようにも思います。どうでしょうか？

事務局

そうですね。確かに、明確に区切るのは難しい部分があります。完全にビジネスベースで動かすものは施策10に寄せ、それ以外の要素を施策9に配置する形で整理しました。

村田部会長

分かりました。長澤委員、何かご意見ございますか？

長澤委員

施策10についてお伺いします。「プロスポーツチームと連携した部活動の地域展開」に関してですが、具体的にどのようなイメージを持っているのか教えていただけますか？

また、施策9に関連して、2019年のラグビーワールドカップや2020年東京オリンピックが挙げられていますが、これらは既に6年ほど前の話であり、古い印象を受けます。こうした過去のイベントに依存するのではなく、新しい取り組みを創出することが必要ではないでしょうか。さらに、その際に「新しいものを作る」という具体的な言葉を施策に盛り込むべきかどうか、疑問を感じています。

加えて、具体的な数値を知りたいことがあります。ラグビーワールドカップや東京オリンピックの際に事前キャンプを受け入れた静岡県内の市町村はどれくらいありましたか？また、2021年以降の3年間で、大会や合宿の誘致がどれくらい実現したのか、その実績についても教えていただけますでしょうか。

村田部会長

ありがとうございます。まず、「プロスポーツチームと連携した部活動の地域展開」について、具体的なイメージをもう少し検討する必要があるかと思います。また、オリンピックやラグビーワールドカップといった過去のイベントが中心になりすぎていないか、というご指摘も重要だと思います。

事務局

まず、プロスポーツチームと連携した部活動の地域展開についてです。部活動が学校から地域に移行する際、受け皿が必要になります。その一つとして、総合型地域スポーツクラブや少年団の複合クラブがあります。また、ブルーレヴスやベルテックスといったプロチームも地域の子どもたちへの指導を始めています。サッカーでは既にジュニア育成が進んでおり、学校の部活動に入らずクラブで活動する子どもも増えています。

静岡県としても、プロチームが部活動の練習先として地域で活動することを推奨しています。プロチームの経営者からも、稼いだ利益を地域に還元し、指導者を派遣したり場を提供したりしたいという意向が示されています。有料化は避けられないかもしれません、例えば10万円の利用料を5万円に抑えるなど、県内の施設を活用しながら地域展開を進めていきたいと考えています。

次に、オリンピックやラグビーワールドカップに関連する事前キャンプについてですが、具体的な数値は正確には把握していません。ただし、静岡県は千葉県や神奈川県と同程度の多くの受け入れ実績があります。牧之原市、富士市、御殿場市などでキャンプが行われ、その後も水泳チームやサーフィン選手との交流が続いている。

大会合宿の誘致に関しては、具体的な数値を把握するための調査を進めています。市町の施設だけでなく、時之栖やつま恋といった民間施設も含め、誘致数を指標化し、目標値を設定していく予定です。また、オリンピックやラグビーワールドカップの「レガシー」という言葉については、いつまで使用するかが議論されています。一部からは不要との意見もありますが、静岡県が取り組んできた成果や強みを

考えると、一定の期間は言葉を残しつつ取り組みを続けるべきだと考えています。

最後に、ラグビーワールドカップに関しては、2035年、2037年、2039年の日本開催を目指して協会が動いており、静岡県にも再びチャンスが巡ってくる可能性があります。そのため、この取り組みを継続する意味でも「レガシー」の言葉を残しています。

長澤委員

部活動の受け皿について、県内で多くの地域が困っているように感じます。プロチームに限定せず、もっと幅広い受け入れ先を作る必要があるのではないかでしょうか。プロチームは自分たちで運営する力がありますが、県としては、プロ以外の受け皿を計画的に整備し、地域全体で子どもたちを支え、高校や大学などでスポーツを高めていけるような環境を作るべきだと感じました。

事務局

言葉が足りず誤解を招いてしまったかもしれません。部活動の受け皿については、施策の柱9や10ではなく、別の部門で既に取り組んでいます。ただ、そこだけでは支えきれない部分があるため、プロチームの力を活用することも含めて推進していきたいと考えています。ご指摘ありがとうございました。

それ以外の主要な取り組みについて補足します。これは別の部会の管轄になりますが、県の教育委員会やスポーツ担当部門が連携し、総合型地域スポーツクラブや単発のスポーツクラブに対して、指導者の質向上や資格取得の支援など、人材面での支援を行っています。これにより、市町が受け皿を整備できるよう取り組んでいます。

ただし、地域によって課題が異なるため、市町と連携しながら引き続き取り組んでいきたいと考えています。

杉山委員

確かに、エスパルスやベルテックスのようなプロチームが運営するクラブでは、子どもたちが上手くなるという期待もあり、親御さんも積極的に参加させたい意向があります。ただ、月会費が1万円から1万数千円と高額で、参加が難しい家庭も多いのが現状です。

私のところでは、中学校でアルティメットの外部部活を運営していますが、最初は無料で試験的に実施しました。その後、保険料などの経費を負担してもらうようお願いしたところ、参加が難しくなるケースが出てきました。

総合型クラブの会議でも、部活動の地域移行に際して親御さんが出せる金額について議論があり、多くの家庭では3,000円程度が限度だという声がありました。こうした状況を考えると、プロチームに通える子どもは良いですが、そうでない大多数の子どもたちがスポーツに触れる機会をどう確保するかが大きな課題です。この点について、さらに考えていただければと思います。ありがとうございます。

岩水委員

最後に発言させていただきます。私たちは掛川市、袋井市、磐田市、菊川市の5市でスポーツ協会としてNPOを通じた交流会を年数回開催しています。その中で、合宿や大会の誘致を進めたくても会場が不足しており、単独では対応が難しいという声が頻繁にあります。広域で連携することが非常に重要だと感じています。

また、小さな町である菊川市でも、プロチームが来てサッカーやバスケットボールの指導を行っており、大変好評です。ただし、地域部活動の展開において、例えば掛川市では月謝や会費が8,000円からスタートしており、若い親御さんにとっては負担が大きいという問題があります。このため、おじいちゃん

やおばあちゃんに孫のための支援をお願いする家庭もあると聞きました。

誰でも差別なく、多様なスポーツに参加できる環境を整える必要があると感じています。会費や参加費の問題を含めた課題解決に向けて取り組んでいただけたらと思います。

事務局

ありがとうございます。9と10の施策については、地域活性化や経済への寄与を目的としたビジネス的要素を含んでいます。ただし、確かに格差や負担の問題もあることは承知しております。他の柱や施策とのバランスを考えながら、引き続き検討していきたいと思います。ありがとうございます。

高橋会長

申し訳ありません、横から失礼します。このC部会では施策9と施策10を扱っていますが、施策10に関しては「しづおかスポーツ産業ビジョン概要版」という具体的な資料が既に提示されていると感じました。

また、運動部活動に関する話題も出たように、スポーツは対象によってA部会、B部会、C部会と関連する部分が多々あります。そのため、先生方のご意見をA部会にも持ち帰り、共有させていただきたいと思います。

特に施策9に関しては、2025年までの具体的な数値が示されているようですが、事務局でその詳細なデータが既にあるのかどうか確認しつつ、検討を進めていただければ助かります。以上です。ありがとうございます。

村田部会長

限られた時間ではありましたが、委員の皆さんから多くのご意見をいただき、ありがとうございます。広域の問題や企業の関与について、私自身も十分に読み取れていなかった部分がありましたが、この計画には企業の役割も記載されています。

こうした計画において、どの言葉が載っているかは非常に重要なと思います。例えば、3行目あたりに「市町や地域スポーツコミッショへの」とありますが、「企業や地域スポーツコミッショへの」とした方が良いかもしれません。また、大学も重要な資源を持つアクターの一つですので、企業や大学など、多様な主体を計画に反映させることが大切だと感じました。

いただいたご意見は、事務局にて整理いただき、改めて確認の連絡を差し上げます。引き続き審議を進めていきたいと思います。それでは、最後に事務局より、今後のスケジュールについてご説明いただきます。

事務局

最後に、今後のスケジュールについてご説明します。資料4をご覧ください。本日の議論終了後、事務局案を全委員の皆さんに共有し、意見交換を行わせていただきます。ご自身が出席されていない部会に関する意見も、遠慮なくお寄せいただければと思います。いただいたご意見をもとに、再度書面による部会を開催し、内容の確認をお願いする予定です。その後、10月頃に審議会を開催し、地域スポーツ推進計画の素案を作成いたします。さらに、パブリックコメントを踏まえた意見を反映し、最終案を年度末の審議会でご報告する予定です。以上です。よろしくお願いいたします。

村田部会長

ありがとうございます。それでは、C部会を閉会とさせていただきます。引き続きよろしくお願ひいたします。本日はありがとうございました。お疲れ様でした。

改正スポーツ基本法および第3期スポーツ基本計画について

令和7年9月24日
スポーツ庁政策課

I スポーツ基本法の改正（令和7年6月） について

スポーツ基本法の改正（令和7年6月）について

1. スポーツ基本法改正の経緯

2. スポーツ基本法改正の主なポイント

- ・**基本理念等**
- ・**スポーツ団体の努力、地方スポーツ推進計画**
- ・**基本的施策等**

3. 改正条項

1. スポーツ基本法改正の経緯

スポーツ基本法（2011（平成23）年制定）

- ・新たに前文を設け、スポーツの持つ意義や役割、効果等を明らかにするとともに、スポーツに関する基本理念を規定。
- ・「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利」であるとし、健康の保持増進や安全の確保等の規定を整備。
- ・プロスポーツや障害者スポーツを推進の対象とすることを明確化するとともに、国際競技大会の招致・開催、優秀な選手の育成など、時代の変化等に対応した施策の規定を整備。
- ・文部科学大臣がスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本計画を定めることを規定。

その後のスポーツを取り巻く社会環境の変化

少子高齢化
人口減少

気候変動への
対応

インテグリティの
重要性

地方創生

健康長寿社会の
実現

共生社会の
実現

ウェルビーイング
の考え方の重視

デジタル化の
進展



社会環境の変化に応じた改正が必要

2. スポーツ基本法改正の主なポイント①

- 令和7年6月13日、第217回国会において、「スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立。

【主なポイント①】

●基本理念等（前文、2条）

- 「人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、スポーツに親しむことのできる機会の（を）確保等」し、「多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現等」（ウェルビーイングの向上）が図られなければならないこと。
- スポーツと文化芸術等の他の分野との連携
- スポーツの果たす役割における「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」の明示
- スポーツによる地域振興の推進、健康長寿社会・共生社会の実現

●スポーツ団体の努力、地方スポーツ推進計画（5条、10条）

- スポーツ団体は、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めること。
- 地方スポーツ推進計画について、都道府県及び市町村の教育委員会等が共同して定めることができる旨、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる旨の明記等。

4

2. スポーツ基本法改正の主なポイント②

【主なポイント②】

●基本的施策等（12条～36条）

<（1）スポーツの推進のための基礎的条件の整備等>

- スポーツコンプレックスの推進（まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等）（12条）
- 気候の変動への対応を含むスポーツ事故の防止等のための環境整備等（14条）
- スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用（16条の2）
- 部活動の地域展開等をはじめとする発達段階に応じたスポーツの推進等（16条の3～17条の4）
- スポーツ産業の事業者が果たす役割（地域振興等）（18条）

<（2）多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備>

- スポーツホスピタリティの機会の確保（21条の2）
- 情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実（eスポーツ）（24条の2）

等

2. スポーツ基本法改正の主なポイント③

【主なポイント③】

●基本的施策等（12条～36条）

＜（3）競技水準の向上等＞

- ・国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の意義（地域振興）（26条）
- ・国際競技大会の我が国への招致等の適正の確保（27条）

＜（4）スポーツの公正及び公平の確保等＞

- ・スポーツ・インテグリティの確保等（暴力の防止等）（29条～29条の5）

＜（5）スポーツの振興のために必要な資金等＞

- ・スポーツの振興に関する知識、人材、資金の好循環の実現等（36条）

等

6

3. 改正条項（①前文）

○前文

- ・「人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、スポーツに親しむことのできる機会の（を）確保等」し、「多様な国民一人一人の生きがい及び幸福の実現等」（ウェルビーイングの向上）が図られなければならないこと。
- ・スポーツと文化芸術等の他の分野との連携
- ・スポーツの果たす役割における「する」「見る」「支える」「集まる」「つながる」の明示

スポーツは、世界共通の人類の文化である。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会、スポーツに関し集う機会、スポーツを通じてつながる機会等が確保されることにより、多様な国民一人一人が生きがいを持ち幸福を享受できるようにするとともに、豊かさを実感できる社会の実現が図られなければならない。（略）スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高めるものである。また、スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、多様な国民一人一人の幸福の享受及び豊かさを実感できる社会の実現により一層つながるものである。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生み出し、国民経済の発展に広く寄与するものである。（略）このような国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割は、多様な国民一人一人が、スポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画すること、スポーツに関し集うこと、スポーツを通じてつながること等によって果たされるものであり、その重要性に鑑み、スポーツ立国を実現することは、将来における我が国の発展のために不可欠な重要課題である。（略）

7

3. 改正条項 (② 2条：基本理念)

○基本理念

- ・ スポーツによる地域振興の推進
- ・ " 健康長寿社会の実現
- ・ " 共生社会の実現

(基本理念)

第二条 (略)

2 (略)

3 スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようになるとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進され、かつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなること等により、地域振興に資するよう推進されなければならない。

4 スポーツは、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保が図られるとともに、これを通じて、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に資するよう推進されなければならない。

5 スポーツは、障害者をはじめとする全ての国民が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度その他他の事由に応じ必要な配慮をしつつ、共生社会の実現に資することを旨として、推進されなければならない。

6 スポーツは、我が国のスポーツ選手が国際競技大会（オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、スペシャルオリンピックス世界大会）その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。以下同じ。）又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を取ることができるよう、スポーツに関する競技水準（略）の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図りつつ、効果的に推進されなければならない。

7 (略)

8 スポーツは、障害者基本法（略）、男女共同参画社会基本法（略）、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（略）その他の関係法律の規定を踏まえ、スポーツを行う者に対し、不当に差別的取扱いをせず、また、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約その他関係法律の規定を踏まえ、ドーピングの防止の重要性に対する国民の認識を深めるなど、スポーツに対する国民の幅広い理解及び支援が得られるよう推進されなければならない。

3. 改正条項 (③ 5条：スポーツ団体の努力 等)

○スポーツ団体の努力

自主的・自立的なスポーツ振興の事業の実施に向けた運営基盤の強化・健全な運営の確保

(スポーツ団体の努力)

第五条 (略)

2 スポーツ団体は、自主的かつ自立的にスポーツの振興のための事業を行うことができるよう、その運営基盤を強化し、健全な運営の確保を図るよう努めるものとする。

○関係者相互の連携・協働

国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体、スポーツ・文化芸術その他
の分野の民間事業者その他の関係者相互の連携・協働

(関係者相互の連携及び協働)

第七条 国、独立行政法人、地方公共団体、学校、スポーツ団体及びスポーツ、文化芸術その他
の分野の民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら
協働するよう努めなければならない。

3. 改正条項 (④10条：地方スポーツ推進計画)

○地方スポーツ推進計画

他の地方公共団体と共同して、又は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることが可能。

(地方スポーツ推進計画)

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、単独で又は共同して、スポーツ基本計画を参照して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方スポーツ推進計画は、スポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができる。
3 (略)

改正法施行通知（令和7年9月1日スポーツ庁次長通知）「第2 留意事項」

1 地方スポーツ推進計画について

策定を努力義務としている地方スポーツ推進計画について、地域の実情に応じた、より地方公共団体の事務負担の少ない方法をとる観点から、他の地方公共団体と共同して定めることや、地方公共団体の総合計画、教育関係の計画等のスポーツに関連する他の計画と一体のものとして定めることができることができることが明記されたこと。これを踏まえ、計画の策定及びその手続については、引き続き、スポーツ基本計画を参照して、地方の実情に即して検討すること。

10

3. 改正条項 (⑤12条：スポーツ施設の整備等)

○スポーツ施設の整備等

まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等であるスポーツコンプレックスの推進

(スポーツ施設の整備等)

第十二条 (略)

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、スポーツ施設の整備及び活用に当たっては、スポーツ施設、他の施設及び周辺地域の総合的かつ複合的な整備並びにスポーツ産業の事業者その他の関係者との連携により、まちづくりとの一体的な推進を図り、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進等を通じて、活力ある地域社会の形成に資するよう努めるものとする。

改正法施行通知（令和7年9月1日スポーツ庁次長通知）「第2 留意事項」

3 スポーツ施設の整備等について

法第12条第3項は、まちづくりとの一体的なスポーツ施設の整備等である、いわゆる「スポーツコンプレックス」の推進を指すこと。

国及び地方公共団体は、単にスポーツ施設の複合化に留まらず、十分なエリアマネジメントの下、①異なるスポーツ種目・競技・施設の集合化、②スポーツ分野と異分野との複合化・多目的利用化、③まちづくりとの連携による、各種の社会的な政策目標の実現、といった点を意識しつつ、より地域の関係者と連携しながら、他の施設やインフラ等とともにまちづくりとして総合的・複合的に整備・活用することで、地域経済の活性化及び地域内外の交流の促進を通じた活力ある地域社会の形成に資するように努めること。

11

3. 改正条項 (⑥14条：スポーツ事故の防止等)

○スポーツ事故の防止等

スポーツ事故等の防止に係るスポーツの実施のための環境整備及び気候の変動への対応

(スポーツ事故の防止等)

第十四条 国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツの実施のための環境の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識（スポーツ用具の適切な使用に係る知識を含む。）の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずるに当たっては、気候の変動への対応に特に留意しなければならない。

改正法施行通知（令和7年9月1日スポーツ庁次長通知）「第2 留意事項」

4 スポーツ事故の防止等について

気候の変動により年平均気温が年々上昇し、熱中症をはじめとした健康被害等が喫緊の課題となっていることを踏まえ、スポーツの実施のための環境の整備を図るとともに、その他のスポーツ事故等の防止や軽減に必要な措置を講じるにあたっても、気候の変動への対応に特に留意すること。

加えて、気候の変動が進むことで、健康被害等の課題が深刻化するとともに、従来通りの実施が困難になるスポーツも出てくることも懸念されるところ、スポーツ事故等の防止・軽減策をより幅広く捉える視点とともに、持続可能なスポーツの機会の確保の観点から、スポーツ活動の場においても、気温の上昇抑制など環境に配慮した取組の推進の視点も重要であること。

12

3. 改正条項 (⑦16条：スポーツに関する科学的研究の推進等)

○スポーツに関する諸科学の例示

スポーツに関する諸科学の例示として、「薬学、栄養学、法学、経済学、社会学、倫理学及び教育学」を追加。

(スポーツに関する科学的研究の推進等)

第十六条 国は、医学、歯学、薬学、生理学、栄養学、法学、経済学、社会学、心理学、倫理学、教育学等のスポーツに関する諸科学を総合して実際的及び基礎的な研究を推進し、これらの研究の成果を活用してスポーツに関する施策の効果的な推進を図るものとする。この場合において、研究体制の整備、国、独立行政法人、大学、スポーツ団体、民間事業者等の間の連携の強化その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 (略)

13

3. 改正条項 (⑧16条の2：スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用)

○スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用

スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境整備、人材の確保等

(スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用)

第十六条の二 国は、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための環境の整備、当該情報通信技術の活用を支援する人材の確保及び当該情報通信技術の活用に関する調査研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策を勘案し、その地方公共団体の地域の状況に応じたスポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用のための施策の推進を図るよう努めるものとする。

3 スポーツ団体は、スポーツの振興のための事業の状況に応じ、その事業活動に寄与する情報通信技術の活用に努めるものとする。

改正法施行通知(令和7年9月1日スポーツ庁次長通知)「第2 留意事項」

5 スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用について

法第16条の2の情報通信技術の活用にあたって、地方公共団体及びスポーツ団体は、国が行う取組も踏まえ、それぞれの実情に応じて、例えば、VRやAR等を活用したりモートでも楽しめるようなプログラムや、デジタル技術を活用した新たなスポーツ実施機会の創出に係る技術開発や普及啓発の推進、選手強化活動におけるデータ分析や、デジタル技術等を活用した多様な支援手法の研究など、スポーツの推進に寄与する情報通信技術の活用に努めること。

14

3. 改正条項 (⑨16条の3～17条の4：発達段階に応じたスポーツの推進等)

○発達段階に応じたスポーツの推進等

部活動の地域展開等をはじめとする発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保等

(発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保)

第十六条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、幼児、児童、生徒、学生等のスポーツを取り巻く環境等を踏まえ、相互に連携を図りながら、これらの者がその発達段階に応じて学校の内外を問わず継続的に多様なスポーツに親しむ機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保)

第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。略）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（略）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するため必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

15

3. 改正条項 (⑨16条の3～17条の4：発達段階に応じたスポーツの推進等)

(高等学校の生徒のスポーツの推進)

第十七条の三 国、地方公共団体及びスポーツ団体は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条において同じ。）の生徒のスポーツが人格の形成及びスポーツの普及のみならず、競技水準の向上の基盤の強化等においても重要な役割を果たすことに鑑み、相互に連携を図りながら、高等学校の生徒のスポーツの推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(大学におけるスポーツの推進等)

第十七条の四 国は、大学におけるスポーツがスポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、大学におけるスポーツの推進及びスポーツに関する教育研究の推進に必要な施策を講ずるものとする。

改正法施行通知（令和7年9月1日スポーツ庁次長通知）「第2 留意事項」

6 発達段階に応じて継続的に多様なスポーツに親しむ機会の確保について

法第16条の3に規定する「幼児、児童、生徒、学生等」には、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校又は専修学校等に通う者をはじめ、幅広い者が含まれること。

7 中学校等の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保について

法第17条の2は、中学校等における部活動の地域展開をより一層推進することを意図した規定であり、地方公共団体は、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月16日）や総合的なガイドラインの内容等を踏まえ、地域の実情に応じて、地域展開に向けた取組等を着実に進めよう努めること。

また、地方公共団体における取組の円滑な実施のため、国として、改革の理念等について先頭に立って周知・広報を行うとともに、地方公共団体に対し、事例集の作成やアドバイザーの派遣等を通じた助言、指導、経費の補助等の援助を行うよう努めることとしていること。

3. 改正条項 (⑩18条：スポーツ産業の事業者との連携等)

○スポーツ産業の事業者との連携等

スポーツ産業の事業者が果たす役割（地域振興等）の明示

(スポーツ産業の事業者との連携等)

第十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及び地域振興を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割の重要性に鑑み、スポーツを通じた活力に満ちた国民経済及び地域経済の発展並びにスポーツの更なる振興に資するよう、スポーツ団体とスポーツ産業の事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3. 改正条項

- ⑪21条の2：多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保
(スポーツホスピタリティ)
⑫24条の2：情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実
(eスポーツ)

○多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保（スポーツホスピタリティ）

多様なスポーツを楽しむ機会等の確保と、地域経済の活性化等を図るために、**スポーツホスピタリティ**に必要な環境の整備

（多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保）

第二十一条の二 国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の事業者その他の事業者の事業機会の増大及び地域経済の活性化を図るために、スポーツを楽しむ機会等に関する良質かつ付加価値の高いサービスの提供に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

改正法施行通知（令和7年9月1日スポーツ庁次長通知）「第2 留意事項」

8 多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保について

法第21条の2に規定する「スポーツを楽しむ機会等に関する良質かつ付加価値の高いサービスの提供」とは、いわゆる「**スポーツホスピタリティ**」を指すこと。

国及び地方公共団体は、多様な需要に応じてスポーツを楽しむ機会等を確保するとともに、これを通じて、スポーツ産業の他、観光や飲食、文化、健康医療等の他産業も含めた事業者の事業機会の増大、地域経済の活性化を図るために、**スポーツホスピタリティ**に必要な環境の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めること。

18

3. 改正条項

- ⑪21条の2：多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保
(スポーツホスピタリティ)
⑫24条の2：情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実
(eスポーツ)

○情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実（eスポーツ）

スポーツを行う者の心身の健康の保持増進・安全の確保に配慮しつつ、公正かつ適切に実施することを旨とした**eスポーツ**の充実

（情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実）

第二十四条の二 国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実が図られるよう努めなければならない。

2 スポーツ団体は、前項の連携に当たっては、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めなければならない。

改正法施行通知（令和7年9月1日スポーツ庁次長通知）「第2 留意事項」

9 情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実について

法第24条の2に規定する「情報通信技術を活用したスポーツの機会」とは、いわゆる「**eスポーツ**」を指すこと。国及び地方公共団体は、スポーツ団体と連携して、**eスポーツ**の充実が図られるよう努めるとともに、スポーツ団体は、国や地方公共団体との連携にあたって、特に、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツに関するあらゆる活動を公正かつ適切に実施することを旨として、当該連携を行うよう努めること。

19

3. 改正条項 (⑬26条：国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会)



○国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会

国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の意義（地域振興）の明示

（国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会）

第二十六条 国民スポーツ大会は、公益財団法人日本スポーツ協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第三項及び第二十九条の五第一項において同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

2 全国パラスポーツ大会は、公益財団法人日本パラスポーツ協会（昭和四十年五月二十四日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）、国及び開催地の都道府県が共同し、各運動競技に係るスポーツ団体と連携して開催するものとし、これらの開催者が定める方法により選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとするとともに、広く国民がスポーツに親しむ機会を提供することにより、地域振興に資するものとする。

3 国は、国民スポーツ大会及び全国パラスポーツ大会の円滑な実施及び運営に資するため、これらの開催者である公益財団法人日本スポーツ協会又は公益財団法人日本パラスポーツ協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。

（※「全国障害者スポーツ大会」の名称の「全国パラスポーツ大会」への変更については、令和13年1月1日から施行。）

20

3. 改正条項 (⑭27条：国際競技大会の招致・開催の支援)



○国際競技大会の招致・開催の支援

国際競技大会の我が国への招致・開催が適正になされるための組織委員会等の運営の透明性の確保及び人材育成

（国際競技大会の招致又は開催の支援等）

第二十七条（略）

2 国は、国際競技大会の我が国への招致又はその開催が適正になされるよう、当該国際競技大会の実施及び運営を行うことを目的とする法人の運営の透明性の確保及び当該招致又は開催に係る人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、公益財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。（略））、公益財団法人日本パラスポーツ協会その他のスポーツ団体が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関し必要な措置を講ずるに当たっては、当該スポーツ団体との緊密な連絡を図るものとする。

21

3. 改正条項 (⑯28条：企業等によるスポーツへの支援)

○企業等によるスポーツへの支援

企業等が果たす役割（地域振興等）の明示

（企業等によるスポーツへの支援）

第二十八条 国は、スポーツの普及、競技水準の向上、スポーツへの国民の参加の促進及びスポーツを通じた地域振興を図る上で企業等が果たす役割の重要性に鑑み、企業等によるスポーツへの支援に必要な施策を講ずるものとする。

22

3. 改正条項 (⑯29条～29条の5：暴力の防止等)

○暴力等の防止

「暴力」「パワハラ」「セクハラ」「盗撮」「（インターネット上の）誹謗中傷」等の防止

（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗ひぼう中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

○スポーツに係る競技の不正な操作等の防止

スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為・不正行為の防止

（スポーツに係る競技の不正な操作等の防止）

第二十九条の二 国は、スポーツ団体と連携して、スポーツに係る競技の不正な操作その他これに関連する違法行為又は不正行為により、スポーツにおける公正な環境が害されることのないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

23

3. 改正条項（⑯29条～29条の5：暴力の防止等）

○ドーピング防止活動の推進

国際規約を踏まえたドーピング防止活動の推進

（ドーピング防止活動の推進）

第二十九条の三 国は、スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約に従ってドーピングの防止活動を実施するため、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（平成十三年九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。）その他の関係機関と連携を図りつつ、ドーピングの検査、ドーピングの防止に関する教育及び啓発並びに調査及び研究その他のドーピングの防止活動の実施に係る体制の整備、国際的なドーピングの防止に関する機関等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

○スポーツ団体の組織運営の状況についての報告等

国は、JSPO、JOC、JPSAに対し、中央競技団体（NF）の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ助言を行う。

（スポーツ団体の組織運営の状況についての報告等）

第二十九条の五 国は、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本パラスポーツ協会に対し、それぞれに加盟する全国的な規模のスポーツ団体の組織運営に関する指導等の状況について報告を求め、必要に応じ、助言を行うものとする。

2 スポーツ団体は、第九条第二項の政令で定める審議会等の意見を聴いてスポーツ庁長官が定めるスポーツ団体の適正な運営に関する指針に基づき、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成し、当該指針に従って講じた措置の状況等を公表すること等により、その運営の公正性及び透明性の確保を図るよう努めるものとする。

24

3. 改正条項（⑯29条～29条の5：暴力の防止等）

改正法施行通知（令和7年9月1日スポーツ庁次長通知）「第2 留意事項」

10 スポーツの公正及び公平の確保等について

法第3章第4節において、「スポーツの公正及び公平の確保等」は、「スポーツ・インテグリティの確保等」を指し、スポーツ・インテグリティに関する国内外の機運の高まりなどを踏まえ、これまで個別に規定していた、ドーピング防止活動やスポーツにおける紛争の解決に関する規定を新設した節に移動するとともに、スポーツにおける「暴力」、「パワーハラスメント」、「セクシュアルハラスメント」、「盗撮」、「（インターネット上の）誹謗中傷」等の防止や、スポーツに係る競技の不正な操作等の防止、スポーツ団体のガバナンスの確保に関する規定が新設されたこと。

上記を踏まえ、国及び地方公共団体は、暴力等により、スポーツを行う者がスポーツから離れたり、スポーツに親しむ機会を奪われたりすることがないよう、相談体制の構築など暴力等の防止について必要な措置を講じること。

また、スポーツ団体は「スポーツ団体ガバナンスコード」等を踏まえ、スポーツ団体のガバナンスの確保等に努めるとともに、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないように努めること。

加えて、選手や指導者等のスポーツ関係者がオンラインカジノを含む違法賭博に関わることがないよう、また役職員が当該団体における選手や指導者等の違法行為や不正行為の防止等に適切に対処できるよう、コンプライアンス意識の徹底に取り組むよう努めること

3. 改正条項（⑯36条：スポーツの振興のために必要な資金）



○スポーツの振興のために必要な資金

スポーツの振興に関する知識、人材、資金の好循環の実現等

（スポーツの振興のために必要な資金等）

第三十六条 国は、スポーツの振興を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現するよう努めなければならない。

2 国は、スポーツを支える者の協力の下に、地方公共団体又はスポーツ団体が行うスポーツの振興を目的とする事業に要する資金その他のスポーツの振興のために必要な資金を得るための措置を講ずるものとする。

3 前項の資金の支給を受ける地方公共団体又はスポーツ団体は、当該資金に係る事業を通じて、社会の発展及び地域振興に貢献するよう努めるものとする。

26

4. 参考（スポーツ庁ホームページ）



スポーツ基本法について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1371905.htm

27

II 第3期スポーツ基本計画について

第3期スポーツ基本計画(R4~R8)に係る中間評価について



1. 中間評価を通した振り返り

- 第3期スポーツ基本計画は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催された令和3年度中に検討され、令和4年3月に策定された。策定から3年がたち、これまで計画に基づいて実施してきた取組は、パリ大会における日本選手団の輝かしい結果をはじめ、一定の役割を果たしてきた。
- 一方で、この中間評価の議論を通じ、急激な少子化・人口減少をはじめ計画策定時以降も社会が刻々と変化していく中で、新たな時代にふさわしい目標や指標の在り方を検討していく必要性も生じている。
また、アスリートに配慮した競技力の向上やインテグリティ確保等の競技者の環境整備、誹謗中傷対策、気候変動への対応や地域スポーツにおける地域間格差の解消等、新たに顕在化してきた課題への対応の必要性も増してきている。
- こうした中、令和7年6月にはスポーツ基本法が改正され、スポーツを取り巻く社会環境の変化を踏まえ、基本理念を見直すとともに、スポーツを通じた社会の成長や社会課題の解決の推進がもりこまれた。
- これらの状況を踏まえ、計画後半期の施策実施と次期計画策定にあたっては、社会そのものの持続可能性を担保する極めて重要な価値を持っているのがスポーツであることとその役割の大きさを改めて確認しながら進めていく必要がある。

※ 計画に記載している主な指標の状況

► 国民のスポーツ実施率を向上

- ・成人の週1回以上のスポーツ実施率: 70% (障害者は40%)
⇒ R6: 52.5% (障害者 R6: 32.8%)
- ・1年に1回以上スポーツを実施する成人の割合: 100%に近づける (障害者は70%を目指す) ⇒ R6: 77.2% (障害者 R6: 56.5%)

► 生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加

- ・児童86%→90% 生徒82%→90%
⇒ R6:児童86.9% 生徒81.9%
- ・子供の体力の向上 (新体力テストの総合評価C以上の児童68% → 80% 生徒75% → 85%) ⇒ R6:児童66.7% 生徒74.5%

► 誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現

- ・体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発
- ・調査研究や委託事業を通じて施策を推進
- ・スポーツ団体の女性理事の割合を40% ⇒ R6: 32.1%

- オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現
⇒ 2024パリ大会でメダル獲得競技数はオリパラともに過去最多等、目標を達成した結果となった

► スポーツを通じて活力ある社会を実現

- ・スポーツ市場規模15兆円の達成 (2025年まで)
⇒ R3: 10.0兆円 (遅くとも2030年までに15兆円達成を目指す)
- ・スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合15.6%→40%
- ⇒ R6: 30.8%

► スポーツを通じて世界とつながる

- ・ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万人の人々への裨益を目指に事業を推進
- ・国際競技連盟(IF)等役員数37人規模の維持・拡大 ⇒ R6: 42人

2. 計画前半期を受けた、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12施策の方向性

東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の実現

① 多様な主体におけるスポーツの機会創出

⑤ スポーツによる健康増進

⑧ スポーツを通じた共生社会の実現

⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材

- 目的を持った運動・スポーツの推進による国民のライフパフォーマンスの向上や、働く世代や女性のスポーツ実施促進に向けた環境整備等に取り組む。
- スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、2025年デフリンピック東京大会、2026年アジアパラ大会等を契機にパラスポーツの推進を行うとともに、女性をはじめ多様な主体のスポーツへの参画を促進する。
- 部活動改革に関する実行会議の最終とりまとめ（令和7年5月）を踏まえ、国として施策を具体化し、令和8年度以降、部活動改革の全国的な実施を推進。
- スポーツをする場づくりとスポーツに関する人材育成を通じて地域スポーツ実施環境を整備する。

スポーツを通じた地方創生・日本経済の活性化

⑥ スポーツの成長産業化

⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり

- スポーツコンプレックス、スポーツホスピタリティ、スポーツツーリズム、スポーツ大会開催などの施策を各地域において一貫的に活用しながら、地域や経済の活性化を目指す。
- ビジネスモデルの創出支援や好事例の横展開による他産業との連携、成果の創出を目指す。
- スポーツ・健康まちづくりの機運の更なる向上、人材の確保や財政基盤の確立が必要。
- 日本ならではのスポーツツーリズムコンテンツの創出とプロモーションによる認知拡大を推進。

東京大会のレガシーを承継した持続可能な競技力向上体制の構築

③ 国際競技力の向上

④ スポーツの国際交流・協力

- 持続可能な国際競技力向上プラン（令和7年3月改定版）を踏まえ、アスリート・セントラードの視点から、スポーツ庁、日本スポーツ振興センター（JSC）、統括団体の役割分担と連携を通じ、一体的な取組によりアスリートの支援組織間・活動拠点間でシームレスにサポートを実施する。
- スポーツ・フォーラムモードコンソーシアム会員が実施する事業数は順調に増加。今後は、これまでに把握したニーズに対応した取組の推進及び成果の創出・可視化に取り組む。
- 2025年世界陸上・デフリンピックをはじめとして毎年日本で開催される大規模国際大会が続くところ、円滑な開催に向けた支援・協力を実施する。

スポーツDXの推進

② スポーツ界におけるDXの推進

- 人材や資金不足等の課題を踏まえ、デジタル技術の活用基盤の充実等による既存ビジネスの価値向上に取り組む。
- システム・アプリの横展開等、スポーツ団体以外にも裨益する取組を促進。

スポーツ団体の組織基盤の強化・スポーツインテグリティの強化

⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化

⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保

⑫ スポーツ・インテグリティの確保

- ガバナンスコードの趣旨を踏まえたスポーツ団体の実効的な取組を推進。
- 各種事故防止に関する周知の徹底。
- 公認スポーツ指導者養成数は順調に増加。引き続き指導者養成の支援を継続する。
- 誹謗中傷対策では、専門家等と連携した個別事案の伴走支援等を実施。
- アスリートが違法・不法行為等の脅威にさらされない競技環境を確保するとともに、ドーピング防止活動においては引き続き国内外における連携を推進。
- 運動・スポーツ中の安全確保について各種事故防止の周知や研修実施、

計画後半期の施策実施に反映するとともに、次期スポーツ基本計画の検討の基礎とする。

第4期スポーツ基本計画に向けて

1. 第3期スポーツ基本計画策定時からの社会の変化

○ パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会では、日本選手団が大変輝かしい結果を収め、多くの人々に勇気と感動を与えた。今後、2025年には東京2025世界陸上競技選手権大会や第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025が開催され、2026年以降はミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック・パラリンピック競技大会、愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会、ワールドマスターズゲームズ2027関西の開催が控える等、国際競技大会が続いている。

○ また、少子高齢化の加速やウェルビーイングの考え方の浸透など社会が急速に成熟・変化していることに伴い、スポーツに求められる役割も幅広くなっている。楽しさや喜びといった、「スポーツそのものが有する価値」だけではなく、スポーツを通じて、他の分野に貢献し、地域・経済活性化やつながりの機会を創出する等、様々な社会課題を解決することができる「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」への期待が高まっている。

2. 第4期スポーツ基本計画を検討するにあたり重要な観点

急激な少子化や人口減少をはじめとする社会状況の変化が、国民のスポーツ実施環境にもたらす影響を社会全体で共有しつつ、以下のような観点を重視して、EBPMにも留意しながら、検討を進めることとする。

- スポーツには、する、みる、ささえるといった活動への参画を通じて人々に楽しさや喜びをもたらすのみならず、こうした活動を通じて人々が集い、つながることによって社会活性化や課題解決、持続可能な社会の実現に寄与する価値がある。
- こうしたスポーツの多様な価値を全ての国民が享受することのできる環境の整備（スポーツ権の実質化）を通じて、国民や社会全体のウェルビーイングの向上を図る。

1 多様な主体の参画・共生社会の実現

（関連施策例：地域スポーツ（部活動改革）、子供・若者のスポーツ、健康スポーツ、パラスポーツ、女性等、ハイパフォーマンスからライフパフォーマンスへ）

2 スポーツの推進のための環境の整備

（関連施策例：気候変動にも対応した安心・安全な実施環境の整備、人材・資金の好循環）

3 スポーツを通じた地方創生・経済の活性化

（関連施策例：まちづくり、成長産業化、DX、eスポーツ）

4 全てのアスリートが自らの持つ可能性を発揮することができる環境の実現

（関連施策例：メダル獲得数だけではなくアスリートに配慮した国際競技力の向上、国民スポーツ大会、国際大会開催支援）

5 スポーツインテグリティの確保

（関連施策例：団体のガバナンス、暴力等の根絶、誹謗中傷や不正操作への対応）

【質問事項への回答】

【質問①】

静岡県の学校（中学や高校）を卒業した方で、（ラグビーの）代表に選ばれた人数がどのくらいいるのか。（クラブ所属を含む）

（例えば、ワールドカップに出場したメンバーのうち、約30%が静岡県出身とのこと。クラブや学校を含め、静岡からどれだけの人材が輩出されたのかを把握することで、レガシー形成の参考になる。）

【回答①】

2019年においても、直近の2023年のワールドカップ開催時においても県内出身者はいない

（単位：人数）

(1) 2019年（ラグビーワールドカップ開催時）

全体計 (全国)	県内出身者	内訳		
		県内中学・高校	クラブ	その他
31	0	0	0	0

(2) 2023年（ラグビーワールドカップ開催時）

全体計 (全国)	県内出身者	内訳		
		県内中学・高校	クラブ	その他
33	0	0	0	0

【質問②】ラグビーワールドカップや東京オリンピックの際に事前キャンプを受け入れた静岡県内の市町村の実績は？また、2021年以降の3年間で、大会や合宿の誘致がどれくらい実現したのか。

【回答②】

ラグビーワールドカップ（2019年）では5市町、オリ・パラ（2021年）では12市町が事前キャンプ受け入れを行った。

また、大会・合宿の誘致は、直近（2024年）で1,534件の誘致が行われている。

(1) 受入市町数

（単位：件）

年度	市町数	受入国・地域数	備考
2019年(RWC開催時)	5	8	公認キャンプ地
2021年（東京オリンピック・パラリンピック）	12	12	受入れ件数は16件 オリ・パラ別の区分 同一国で異なる競技を、2つの自治体で受入れる例あり

(2) 大会・合宿の誘致状況

（単位：件）

年度	大会・合宿数	備考
2024年	1,534	令和7年6月調査開始 (それ以前は無し)